

2017 AUTUMN 情報誌

日防設ジャーナル

- 法令解説：警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対策
- 特別セミナー講演：防犯カメラの高機能化と法的規制の新たな動向
- 技術解説：5G(第5世代モバイル通信)で広がるIoT

No.118

爽秋号

RBSSは防犯機器の安心マーク

RBSS (優良防犯機器認定制度)は
公益社団法人 日本防犯設備協会が
実施する認定事業です。

RBSSはRecognition of Better Security Systemの英文略称です。



防犯カメラ
デジタルレコーダ



LED防犯灯

優良防犯機器



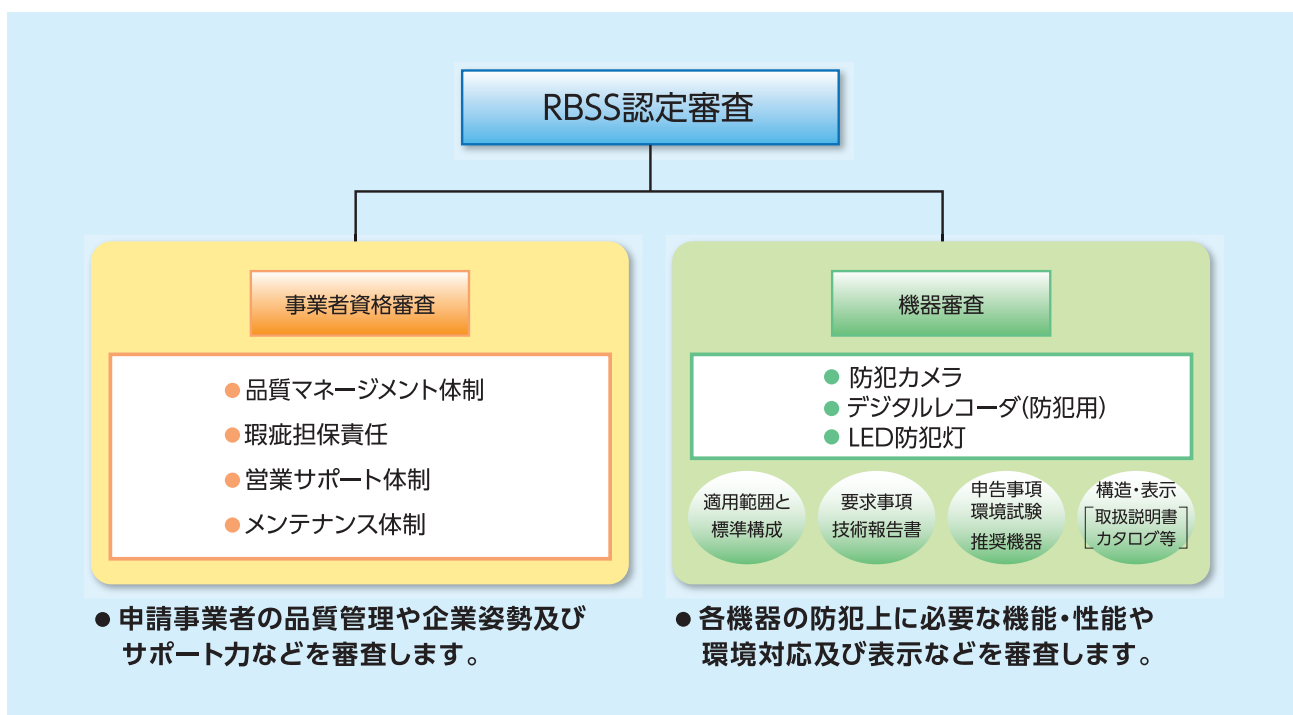
公益社団法人

日本防犯設備協会

は、防犯機器の安心マークです。

RBSS (優良防犯機器認定制度)は、公益社団法人 日本防犯設備協会が一般の方々の安全・安心に寄与することを目的に、防犯機器に必要とされる機能と性能の基準を策定し、その基準に適合した機器を「優良防犯機器」と認定することにより、優良な防犯機器の開発及び普及促進を図る自主認定事業です。

● 申請事業者(企業)の資格審査と申請機器審査の2重審査認定ですので安心です。



日防設ジャーナル

2017 爽秋号 No.118

CONTENTS

情報誌「日防設ジャーナル」の発刊に当たって……………	2
公益社団法人 日本防犯設備協会 代表理事 片岡 義篤	
巻頭言……………	3
公益社団法人 日本防犯設備協会 常任理事 鈴木 一三	
リレートーク83 『海外での“痛い”経験』……………	4
キング通信工業株式会社 代表取締役社長 茂木 俊介	
法令解説 警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対策……………	6
警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 篠崎 真佐子	
特別セミナー講演 防犯カメラの高機能化と法的規制の新たな動向……………	11
首都大学東京・都市教養学部法学系教授 星 周一郎	
技術解説 「5G(第5世代モバイル通信)で広がるIoT」……………	14
株式会社情報通信総合研究所 ICT基盤研究部 岸田 重行	
注目商品 「セキュリティ脅威から監視システムを守る」……………	19
パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社 セキュリティシステム推進部 マーケティング課商品研修係 主事 藤田 茂	
地域協会だより LINEスタンプクリエイターズ事業について……………	23
奈良県防犯設備士協会 理事 中村 博夫	
活躍する防犯設備士 『抑止力の効果と活用』……………	26
福島県防犯設備協会 株式会社メディアシステム 代表取締役 渡邊 弘志	
総合防犯設備士コーナー 防犯設備士・総合防犯設備士向け新情報誌の発行に寄せて……………	28
総合防犯設備士委員会 委員長 武富 正隆	
視察報告 ASES事業部会 Secutech Vietnam見学と企業訪問の報告 “鶴亀姫のベトナム見聞録”……………	29
総合防犯士会 訪問団長 齋藤 陽子 事業部会 成田 純一	
防犯設備士コーナー 平成29年度 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内……………	33
協会出版物の販売についてのご案内……………	34
協会技術標準の販売についてのご案内……………	36
コラム 登山とサイクリングが楽しみ……………	38
公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局長 伊藤 広	
編集後記……………	40

情報誌「日防設ジャーナル」の発刊に当たって



公益社団法人 日本防犯設備協会 代表理事 片岡 義篤

このたび、当協会では、防犯設備士を対象に情報誌「日防設ジャーナル」を発刊することにいたしました。従来、会員向けに会報誌を年4回発行していましたが、平成25年ころ協会事業が厳しかったため、やむを得ず経費節減対策として広報体制、活動を縮小し、会報も年2回に減らした経緯があります。

しかし、当協会や防犯設備士、RBSS等の知名度、認知度を上げるためにも、広報体制、活動の充実強化は喫緊の課題です。事業が回復基調にある今、必要なものは復活し、見直すものは見直した上で広報体制等の充実強化を図っていきます。

防犯設備士に対しては、メルマガを月1回発出していますが、防犯設備士に対するフォロー不足の感が否めず、その広報機能性も弱いことから、新たに「日防設ジャーナル」を発行することにしました。最新で信頼性があり、読んでためになる、役立つ情報を発信することをコンセプトに、年に2回、春と秋に発行することとしております。

対象は、防犯設備士資格更新をした者としていますが、これは昨年度から開始した3年ごとの資格更新制度と密接に関連しております。もともと協会には防犯設備士への教育義務が課せられていますが、特に資格更新制度を始めた現在、更新率の現状を鑑みますと、その施策の必要性は一層高まっております。これが、今なぜ情報誌を発刊するのかの理由です。

なお、「日防設ジャーナル」は、もとより協会の会員、警察等の関係機関、地域協会等にも配布します。また、ホームページやメルマガでも内容を閲覧できるようにする予定です。

当協会には、防犯設備士やRBSSという制度事業のレーゾン・デートル（存在価値）が揺らぐことのないように、常に環境の変化を注視し、制度機能の拡充強化を図っていくことが求められています。今後の制度事業のあり方を考えていくためにも、この「日防設ジャーナル」をそのためのツールとして活用していきたい。皆様のご指導ご支援をよろしくお願い申し上げます。

巻頭言

「伝統の技と未来社会」



公益社団法人 日本防犯設備協会 常任理事 **鈴木 一三**
(総合警備保障株式会社 開発企画部長兼商品サービス企画部長)

私は、有明海沿岸の小さな田舎町の出身です。
幼い頃はよく干潟で貝や小魚などを取って遊んでいました。

有明海といえば海苔とムツゴロウ。特にムツゴロウはこの海のシンボルで、蒲焼がお勧めですが、甘辛く少し苦味もあって日本酒に合う珍味です。

このムツゴロウは実は絶滅危惧種で、1980年代後半にはほとんど獲れなくなり、地元の食卓からも姿を消しつつあったのですが、禁漁期間や保護水域の設定など関係者の大変な努力により、現在はなんとか漁獲高も回復してきました。

さて、ムツゴロウを獲るのに用いられるのは、かぎ針で引っ掛ける「むつかけ」という伝統の漁法です。干潮時に潟スキーという板に乗って、5メートルもある竿を操り、10メートルほど先にいるムツゴロウを狙います。そもそも干潟はぬかるみが深く、足が取られると命にかかわる事故になることもあるため、潟スキーという板を敷き、干潟の上を滑らせて進みながら漁をするのですが、この操作が簡単ではありません。一見情趣的な光景ですが、長い竿、針掛けにも高い技術を必要とする難しい漁です。



私が小学生の頃は、このむつかけ漁師をよく見かけました。しかし高齢化が進み、現在は5、6名しかいないそうで、彼らもまた高齢となって漁に出られなくなってきています。昔から引き継がれている伝統漁法が、時代とともに衰退していくのはとても寂しいことです。

そんな中、若い人たちがむつかけ漁師に弟子入りをし、大切な伝統を守り続けていこうという声が出てきました。テクノロジーが進化した今なお、この漁法を地域に根ざした生活文化、技能として残していきたいという彼らの気持ちは、大変立派で頼もしく感じます。

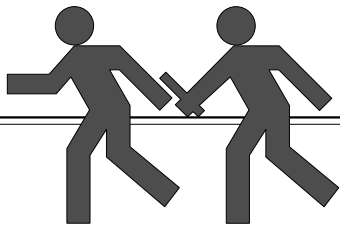
同様に、日本には昔から受け継がれているいくつものすばらしい技能や技法があります。どれも先人の知恵と色々な技術的工夫が詰まった、また、沢山の失敗のうえに築き上げられた財産であり、厳しい修行を積んだその道の「名人」とともに伝承されてきました。

一方、現代社会において産業や社会生活を支える技術革新のスピードは目ざましく、いまやIoT・ビッグデータ・AI・ロボット・5G等の最先端技術を導入していく動きが活発化し、その先には遠からず超スマート社会の実現も予想されています。また、テロや地政学リスク、2020年東京五輪、2千万人超の訪日外国人観光客といった内外情勢の変化、加えて深刻な人手不足、働き方改革など、経営環境の変化にも対応していく事業形態、働き方が求められています。

セキュリティの世界も例外ではなく、機器・システム・手法などあらゆる側面から、幅広い領域での付加価値の高いサービスを創出し、効率的な運用策を構築していかなくてはなりません。

近年の刑法犯認知件数の減少、とりわけ窃盗犯の大幅減少は、さまざまな知恵と工夫が詰まった防犯設備の開発やその普及と無縁ではなく、われわれ日本防犯設備協会の多年の活動の成果でもあります。

むつかけ漁の趣とは異なりますが、この先ますます進化する防犯設備の世界において、セキュリティのプロたちが培ってきた数多の経験、ノウハウをさまざまな「安心、安全」に変えていくための活動を、皆さんと一緒に推進していきたいと思います。



『海外での“痛い”経験』



キング通信工業株式会社 代表取締役社長 茂木 俊介

最近では当たり前になった都心で見かける海外旅行者の姿。渋谷のスクランブル交差点の様子を撮影する外国人など、外に出掛けていくと日本に非常に多くの海外からの観光客の方々が訪れるようになったことを実感します。統計によると2016年には訪日外国人数は2400万人を突破し、日本人の海外渡航者数1710万人を大きく超えているとのこと。

海外旅行の手配も便利になりました。ネットサービスが普及し、窓口へ行く必要もなく、ホテル、航空券などを個人が簡単に手配できます。航空券やバウチャーも自宅のプリンターで印刷、もしくはスマートフォンを見せるだけで済んでしまいます。渡航先でも移動やお店探しも検索サービスを使えば目的地への行き方、電車の乗り換え、お店の評判までその場で簡単に調べることができます。

ネットによるサービスが発達してきましたが、海外へ実際に行ってみるとその国の文化やそこで生活する人々に直接触れることができる、これが文字や写真、動画だけで見るのとは違った海外へ実際行く魅力かと思えます。

今回はこのリレートークの場をお借りし、皆様は是非経験されない方が良く、私の海外での“痛い”経験をご紹介します。

海外出張での入院

その経験とは私が十数年前、前職で米国に出張した際、虫垂炎(盲腸)になり病院で手術を受け入院することになったことです。病院からの費用請求なんと400万円…

私は社内セミナー開催場所である米国カリフォルニアのオフィス近くにあるホテルで最終日を迎えておりました。役員の総括で終わる頃に途中ずっと我慢していた腹痛に耐えきれず会場を飛び出しました。ホテルの部屋に戻り、痛み止めを飲みますが吐いてしまう状態で異変を察した現地の同僚がオフィス近くの比較的大きな病院に連れて行ってくれました。米国での医療費の不安が頭をよぎりながら病院へと向かいました。

時間外受付であったことは確かですが、到着した病院の受付には驚かされました。愛想の悪い受付の女性に言われた最初の一言は「医療保険を持っているのか?」との質問。「どうしたのか?どれくらい痛いのか?」などではなく、治療費が払えるかどうか最初の質問でした。治療費が払えなければ診てもらえない。米国では当然なのかもしれませんが少し背筋が寒い思いをしました。

結果的には、私は会社で加入してくれていた法人クレジットカードの保険で医療費をカバーすることが出来ました。保険がなかったら…米国に国民皆保険がないという問題は大きな問題だと認識させられます。

私の“400万円”の二泊三日の入院生活は以下のような流れでした。

- 1日目 夕刻、時間外に病院を訪れる。
問診、レントゲン、CTなどを受ける。
時間外で専門医不在のため虫垂炎を疑うも正式な診断は翌日に。そのまま入院。
- 2日目 担当医師から虫垂炎と正式に診断。手術を受けることに同意。同意書等書類手続き。
夕刻、腹腔鏡による手術を受ける。
- 3日目 朝食を取り、診察。特に異常もなく午前中に退院。

実は、米国の病院でご担当頂いた医師、看護師、各スタッフの方々の対応は非常に素晴らしく、手厚いサービスを受けることができました。入院中も夜間も含め何度も状況をきめ細かくチェックし、配慮を感じました。また、当然かもしれませんが、検査、使用する薬、手術のリスクなどをしっかり説明してくれました。

入院中の一番問題だったのはこの事を理解する私の英語力で、中学校の英語の教科書に出ていた「虫垂炎」の単語一つを覚えていたことだけでも勉強しておいて良かったと思えるほどで、聞きなれない医療用語に、医師とやり取りするためにお腹の痛みだけでなく、電子辞書とも格闘していました。話を聞きつけて、駆けつけてくれた現地の友人が色々助けてくれたことは、今でも感謝の気持ちでいっぱいです。

手術翌日の朝やっと、食事を食べてよいということになりました。食事はレストランと変わらない何ページにも渡るメニューが渡され注文を聞かれました。メニューにはステーキまで選べるようになっているのです…盲腸の翌日に何を食べて良いのかもわからず(そもそも手術の数時間後に食べてよいのかも)、医師に確認すると「ステーキ以外なら何でも良い」と言われ、自分なりにお腹に優しいものを選んで注文しました。

語弊はありますが非常に快適な入院生活でした。

帰国後の費用請求

さて、帰国してから治療費の請求について保険会社から連絡がありました。法人カードの付帯保険でカバーできる治療費は300万円まで。保険会社から電話連絡で、病院からの請求があり400万円であることが伝えられました。

また、保険会社はこれから病院と減額交渉を行うと伝えてきました。減額交渉???医療費の妥当性について請求書を確認し交渉するというこのようです。このままだと、100万円を個人で支払わなければならない状態ですのでありがたかったのですが保険会社は米国の病院では担当をした医師、放射線科、麻酔科など請求が全て担当毎に縦割りバラバラになっていますので、それぞれの担当部署と請求について確認し減額交渉してくれたのだと思います。

結果は請求額308万円!最初の請求がなんだったのかと思いますが、それ以上に100万円の支払いが8万円になった安堵感の方が大きかったのを覚えています。

痛感する日本の有り難さ

この経験を通して「有り難さ」を感じたことの第一はやはり「日本の医療制度」です。高齢社会が更に進む日本で、誰が医療費をどれくらい負担するかという点は大きな課題ではあります。しかし、明日は我が身。不安なく医療が受けられる日本の医療制度がいかに有り難いものであるかを実感させられました。

第二に万が一の時に頼りになる「保険」の存在です。恐らく、個人で支払うことになっていれば金額の問題だけでなく、減額交渉などができることは知らなかったでしょう。また、交渉も難しかったでしょう。クレジットカードに付帯される旅行保険はその旅の航空券の支払いが当該カード決済となっていることなど適用に条件がある場合がほとんどです。また、死亡保障が数千万円あっても、治療費は非常に限られた金額であることも多く保障金額にも注意が必要です。

第三に「人」の「有り難さ」です。日本でも手術などした事がなかった異国の地でサポートしてくれた同僚や友人には本当に世話になりました。また、保険があって、仕事とはいえ、病院の方々が深夜を含め対応してくださったことに非常に安心を覚えました。

私たちが提供するセキュリティシステムもある意味“保険”のようなもので、何も事件が無いことが一番良いことです。提供させて頂くセキュリティシステムの存在が万が一に備えるお客様への安心を提供できる存在でありたいと思います。IoTなど、システムによる省人化が期待されています。しかしそのようなシステムを運用する中でも最後には必ず人が何らかの形で重要な役割を担うのだと思います。これからも、セキュリティシステムのみならず、セキュリティシステムに関わる方々との関係を大切にしながら、日本の安心・安全のために共に貢献させて頂ければ幸いです。

警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対策



警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 篠崎 真佐子

1 はじめに

近年、刑法犯認知件数が減少する一方で、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の相談等件数は高水準となっています。また、最近のスマートフォンの急速な普及やSNS利用の広がりによるコミュニケーション手段の変化等から、これらの事案の態様が多様化しており、警察においてこれらの事案を認知した場合に、如何に対応していくかが課題となっています。

このような中で、昨年12月、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)による規制対象行為の拡大、行政措置・罰則の見直し等を内容とする、ストーカー行為等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)が成立し、本年6月14日に全面施行されました。

警察においては、これらの状況を踏まえ、関係機関等との連携を図りつつ、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等への対応を強化していますが、本稿においては、これらの事案に係る現状や警察における対策をご紹介します。

なお、本稿中意見にわたる部分については、私見であることを申し添えます。

2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の現状

(1) ストーカー事案の相談等状況

平成28年中に警察に寄せられたストーカー事案の相談等件数は2万2,737件であり、平成24年以降は高水準で推移しています(図1)。これらの相談等について、被害者の性別は、男性が約1割、女性が約9割となっています。また、被害者と加害者の関係は、交際相手及び配偶者が過半数を占める一方で、加害者と面識がない、又は加害者が不明であるケースも約1割に上っています。

(件数)

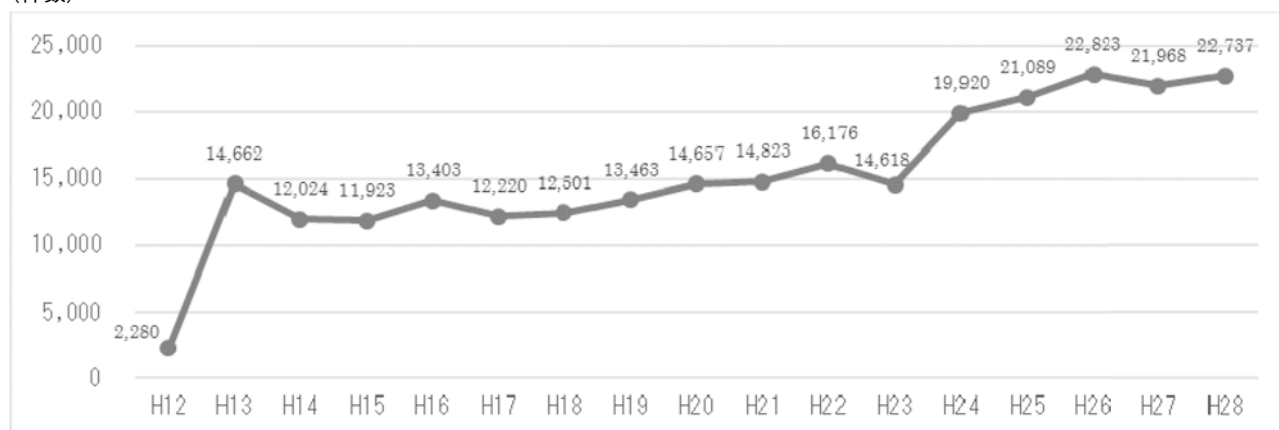


図1 ストーカー事案の相談等件数の推移

注)平成12年は、ストーカー規制法の施行日(11月24日)以降の件数

(2) 配偶者からの暴力事案等の相談等状況

平成28年中に警察に寄せられた配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、6万9,908件であり、平成16年以降13年連続で増加しています(図2)。これらの相談等について、被害者の性別は、男性が15%、女性が85%となっています。また、被害者と加害者の関係には、婚姻関係のほかに内縁関係や生活の本拠を共にする交際関係(いわゆる同棲関係)が含まれますが、これらの婚姻関係以外の件数が約2割に上っています。

(件数)

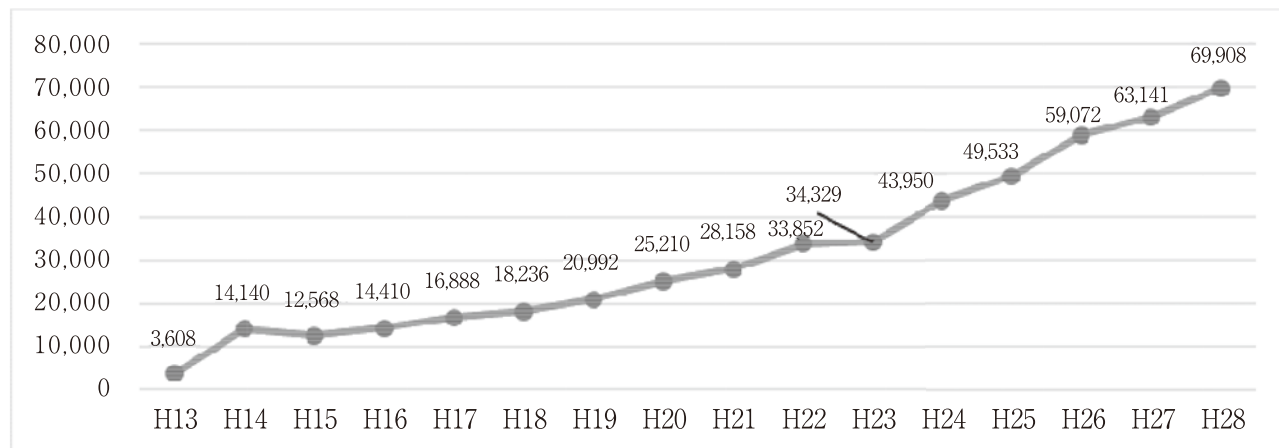


図2 配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移
注)平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日(10月13日)以降の件数

3 警察における対策

(1) 人身安全関連事案としての組織的な対処

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の事案は、認知した段階では被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に判断することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあります。警察では、これらの事案を「人身安全関連事案」と位置付け、体制を確立の上、事案の認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与して、加害者への検挙等の措置、被害者への保護措置を執っています。

(2) 被害者の安全確保

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等については、被害者の安全確保を最優先に対処する必要があります。そこで、これらの事案の被害者からの相談等を受理した際には、警察や関係機関等が執り得る措置等を図示しながら分かりやすく説明し、被害者の意思決定を支援しています(図3)。

また、被害者の状況に応じて、一時的な避難を促すほか、身辺を警戒したり、防犯カメラ、緊急通報装置等の資機材を貸与したりするなどにより、その安全確保を図っています。警察庁においても、平成27年度以降、被害者等の一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助するなど、都道府県警察における被害者の安全確保のための取組を促進しています。

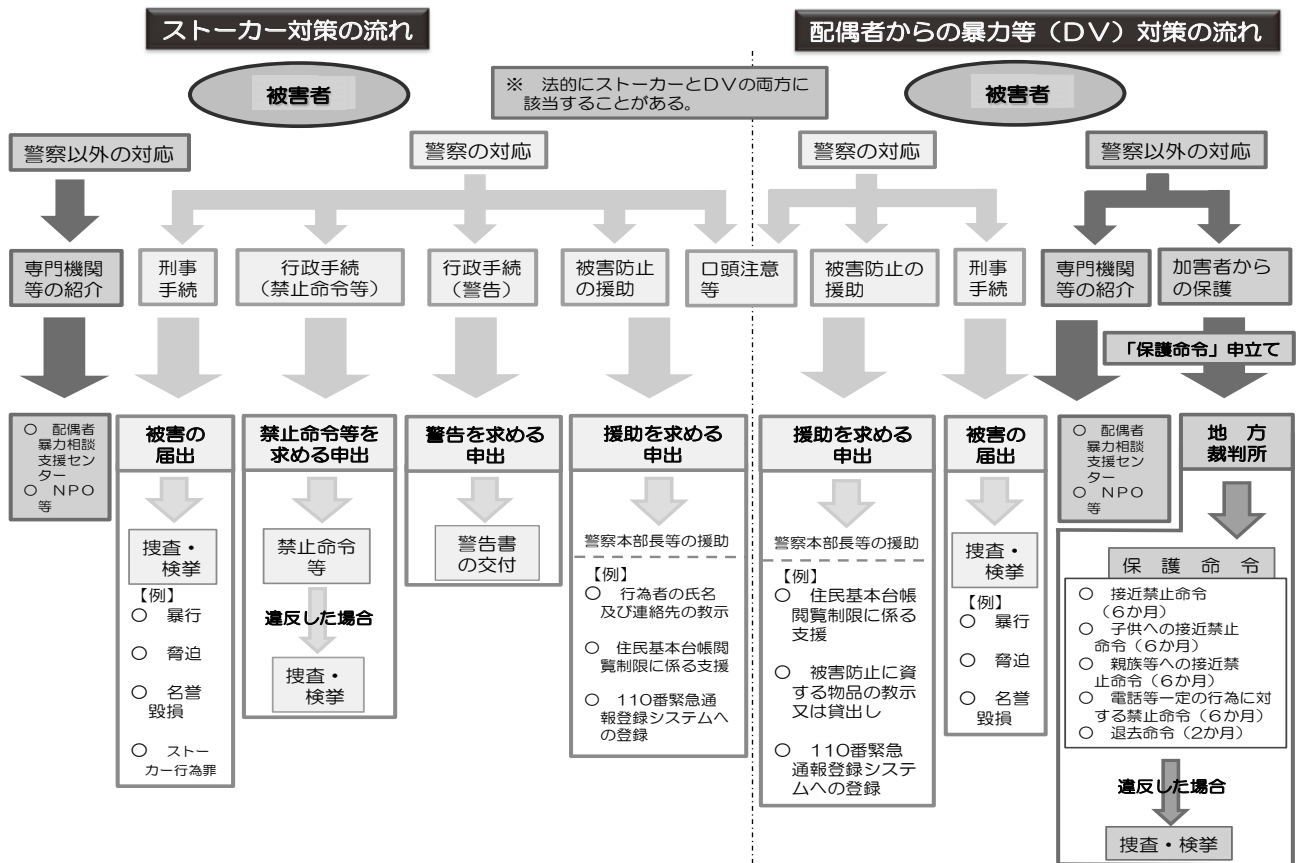


図3 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ

(3) 加害者への対応

ア 検挙措置等

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の加害者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性等に応じ、第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ることとしています。また、刑事事件として立件することが困難と認められる場合であっても、被害者等に危害が及ぶおそれがある事案については、加害者に対する事情聴取や指導・警告を行うこととしています。ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等の対象となる者については、これらの行政措置を行うことについても、積極的に検討を行っています。

イ ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ

ストーカー加害者の中には、検挙等されたにもかかわらず、その後もつきまとい等を繰り返す者が存在するため、警察庁においては、平成28年度以降、ストーカー加害者への具体的な対応方法や治療・カウンセリング等の必要性の判断について、地域の精神科医療等関係者から助言を受けるための経費の一部を都道府県に補助し、都道府県警察における地域精神科医療等との連携を促進しています。

(4) 改正ストーカー規制法への適切な対応

今般のストーカー規制法の改正内容は、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為に係る情報提供の禁止、罰則の見直し等、多岐にわたっていますが(図4)、特に警察業務への影響が大きい改正内容は次の2点です。

○規制対象行為の拡大

ストーカー規制法の規制対象行為である「つきまとい等」について、被害者の住居等の付近をみだりにうろつく行為や、SNSのメッセージ、ブログ等の個人のページにコメント等を連続送信する行為が追加されています。特に、SNSのメッセージの連続送信については、SNSが主要なコミュニケーションツールとなる中で、当該行為に係る事案が増加することが予想されます。

○禁止命令等の制度の見直し

改正前の禁止命令等は、事前に行われた警告に違反し、つきまとい等をして不安を覚えさせた者について、その者がさらに反復して当該行為をするおそれがあると認めるときに発することができることとされていましたが（いわゆる警告前置）、被害者への危害を防止するため、迅速かつ効果的に禁止命令等を発出できるようにするとの観点から、警告を経ずに禁止命令等を行うことができることとされました。

また、緊急の場合には、禁止命令等の事前手続として必要な聴聞を事後化し、禁止命令等を行った後で意見の聴取を行うことができることとされました（いわゆる緊急禁止命令等）。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正ポイント	
<p>①規制対象行為「つきまとい等」の拡大 恋愛感情等を充足する目的での次の行為を追加。</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>住居等の付近をみだりにうろつくこと</u>○ <u>拒まれたにもかかわらず、連続してSNSのメッセージ送信等したり、ブログ等の個人のページにコメント等を書き込んだりすること</u>	<p>③ストーカー行為等に係る情報提供の禁止 ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し被害者情報を提供することを禁止</p>
<p>②禁止命令等の制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>禁止命令等における警告前置の廃止</u>○ <u>緊急時の禁止命令等の制度の新設、仮の命令の制度の廃止</u>○ <u>禁止命令等の有効期間、延長制の導入</u>	<p>④国、地方公共団体等の責務の明記</p> <ul style="list-style-type: none">○ ストーカー行為等の相手方に対する各種措置○ ストーカー行為等の防止等に資するための各種措置
	<p>⑤罰則の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">○ ストーカー行為罪の非親告罪化○ 罰則の引上げ

図4 改正ストーカー規制法のポイント

(5) 関係機関等との連携

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等への適切な対応のためには、被害者等の支援、加害者への対応ともに関係機関間の連携が不可欠です。そのため、以下のような関係機関等との連携に係る指針や政策のパッケージが策定されています。

ア ストーカー対策の推進

ストーカー事案に係る関係機関等の連携については、平成27年3月にストーカー総合対策関係省庁会議において取りまとめられた「ストーカー総合対策」や、平成27年12月25日に閣議決定されて「第4次男女共同参画基本計画」等に基づき推進されています。

また、平成29年4月、ストーカー総合対策関係省庁会議において、改正ストーカー規制法を踏まえて「ストーカー総合対策」が改訂され、被害者等からの相談対応の充実、被害者等の適切な避難等に係る支援、加害者対策等をより一層強力に推進することとされています。

イ 配偶者からの暴力事案等対策の推進

配偶者からの暴力事案等に係る関係機関等の連携については、配偶者暴力防止法第2条の2に基づき、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成25年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。）が策定されており、当該基本方針や第4次男女共同基本計画に基づき推進されています。

基本方針には、国や地方公共団体が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のために取組を推進すべき事項として、被害者からの相談等、被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等、保護命令制度の利用等が盛り込まれています。

また、配偶者暴力防止法第2条の3において、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）を定めなければならないこととされ、これを受け、47都道府県全てにおいて都道府県基本計画が策定されています。

4 おわりに

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等は、国民の日常生活を通じて身近なところで発生する事案であり、また、最近の情報通信手段の発達等により、様々な新しい手口も見られているところです。警察に対しては、これらの事案の被害者の安全確保を最優先とした対応により、重大事案に発展することを未然に防ぐ役割を担うことが期待されているため、これらの相談等を受理した段階から組織的に対処し、被害者の安全確保のためにどのような措置ができるのか、様々な角度から検討しつつ対応しています。

防犯設備士の皆様におかれましても、これらの被害者の方などから、自身の安全を守るための防犯対策等について相談を受けることもあるかと思われますが、警察における最近の対策を知っていただき、今後の実務に役立ていただければ幸いです。

防犯カメラの高機能化と法的規制の新たな動向

首都大学東京・都市教養学部法学系教授 星 周一郎



街頭設置カメラについては、その画質の向上をはじめとする機能の高度化に伴い、その法的な設置根拠や許容限界についても、新たな観点から議論をする必要が生じています。

1. 映像等情報の個人情報該当性

従来のアナログ技術で人物を撮影したカメラ映像は、「個人を容易に識別できないので個人情報にはあたらないが、警察での捜査の過程での他の情報との突合により、個人情報にあたる可能性があるもの」という、ややあいまいな位置づけだったといえます。

これに対し、高精細・高画質のデジタル画像では、画角等にもよりますが、それ自体で、個人を識別できる映像となる場合が圧倒的に多くなっています。個人情報該当性の判断では、個人の氏名まで識別できる必要はありません。そのため、そういった映像は、個人情報にあたることとなります。また、顔認証などに用いる対照データも、個人識別符号として個人情報にあたります（個人情報保護法2条）。

映像や識別符号が個人情報に該当するならば、カメラの設置者が個人情報取扱事業者であれば、個人情報保護法上の、(1)個人情報である段階での諸責務、(2)個人情報データベース等を構成する個人データとされた段階での諸責務、(3)個人データを6か月以上保有する保有個人データに該当する段階での諸責務を、それぞれ遵守する必要が生じます。

2. 個人情報とプライバシー

カメラ映像が個人情報にあたるとなると、「えっ!じゃあ、もう使ってはダメなの?」といった反応を示す向きもあるかもしれません。しかし、この認識は誤りです。個人情報保護法は「個人情報利用禁止法」ではありません。2017年9月に表面化した「年金支給漏れ」に象徴されるように、個人情報の適正な利活用は、むしろ有用・必須で、個人に利益をもたらすのであって、個人情報保

護法もそれを推奨しています（個人情報保護法1条）。

個人情報保護法をごく単純化しますと、個人情報を利用する場合には、①その利用目的をできる限り特定した上で（同法15条）、②その利用目的の達成に必要な範囲でのみ（同法16条）、本人に利用目的を通知しつつ利用（同法18条）すること、③個人情報を取得する際には適正な手段で行う（同法17条）こと、をそれぞれ求めるというのが、基本的な構図となっています。また、個人情報を個人データとして整理した場合には、④個人データの第三者への提供は、原則として本人の同意なく行ってはいけない（同法23条）、という点が重要になります。よく出くわす、「個人情報だから教えられません」という場面は、この「第三者提供の制限」に関係します。

以上が遵守されるならば、映像が個人情報にあたるとしても、その利用は、個人情報保護法上、まったく問題なく可能です。

- ①利用目的の特定
- ②目的達成のために必要な範囲での利用・本人への通知
- ③適正な取得
- ④個人データの本人の同意を得ない第三者提供の制限

ところが、実は、個人情報保護法が定めるのはこままでです。①特定される利用目的の許容限界や、②「目的達成に必要な範囲」の具体的基準などについては、何も決めていません。そのため、極論すれば、いやがらせ目的で隣人の動向監視のために隣人宅を撮影しようとした場合、カメラの設置に際して、①「隣人の監視」として目的を特定し、②その目的達成に必要な範囲でのみ映像を利用し、その利用目的を本人に通知し、③隠し撮りでなく撮影し、④第三者提供もしないのであれば、個人情報保護法上は「適法」であることとなります。

もちろん、その隣人は抗議するでしょうし、社会一般の常識としても、そういった利用は許されないと考えま

す。この常識的判断、すなわち利用態様の限界を画するのが「プライバシーの保護」なのです。個人情報保護法との関係では、①特定された利用目的の正当性の有無、②「目的達成に必要な範囲」の具体的な解釈が、「プライバシーを不当に侵害しないか否か」という観点で判断されるわけです。

「個人情報の保護」と「プライバシーの保護」は、次元を異にする問題です。また、プライバシーは、きわめて錯綜した概念ですが、この文脈では、個人の一定領域の情報をみだりに取得・利用されないことで、私生活の平穏を確保する、という意味合いで理解しておけば十分でしょう。

そして、目的が不当、あるいは、利用が必要な範囲を超え不適切と判断された場合、プライバシーの不当な侵害が生じていることになります。その場合、公序良俗違反(民法90条)となり、不法行為(同法709条)による損害賠償責任等が生ずることになります。

そもそも、民間の防犯カメラの設置・使用の根拠は、民法上の所有権(同法206条)や施設管理権などに求められます。個人情報保護法は、個人情報を取り扱うことの「根拠」規定ではなく、扱い方のルールを定めたものです。そういった点も含め、カメラ映像が個人情報に該当することになるといっても、従来からの適切な利用態様であれば、基本的には適法性が認められ、従来どおり許容されるのです。

3. 生体認証機能の利用・許容限界

顔認証など生体認証機能を備えた防犯カメラシステムの許容性についても、個人情報保護法の次元とプライバシー保護の次元とで考えることになります。

プライバシー保護の観点から検討しましょう。顔認証機能付きのカメラシステムには、「プライバシーに対する影響が懸念される」とする指摘が、よくなされます。ただその場合、具体的にどういう事態が懸念されるのかは、実は明らかではありません。たとえば、万引き常習犯と疑われる者が来店した際、それを記憶している「警備員の目」で認証するのと、顔認証システムで認証することで、ただちにプライバシーへの影響に差が生ずるわけでもないでしょう。また、「行動監視につながる」という懸念であれば、生体認証システムの利用そのものではなく、認証用のデータ(個人識別符号)の共同利用が許されるか、という問題であるようにも思います。しかしながら、抽象的な印象論に終始しているのが現状ではないでしょうか。

こういった曖昧さは、個人情報保護法上の適法性判断にも影響を及ぼします。生体認証機能付きであっても、それを防犯に使うのであれば、①防犯での利用という、利用目的の特定については、従来のシステムと変わるところはないはずですが。他方で、②従来のシステムに加えて、生体認証機能を備えたシステムの利用が、防犯目的の達成に必要な範囲での利用と認められるか、という点には、プライバシーの観点での議論が曖昧であることもあり、社会一般のコンセンサスが得られていないのが現状でしょう。これが、具体的な許容限界が明確にならない、1つの要因であるといえます。

今後は、防犯カメラ条例やガイドラインなどで、こういった高度な機能の許容限界について、具体的な例示がなされることが望まれます。その一例が、2016年10月に策定された宮城県の防犯カメラ設置ガイドラインです。また、個人情報保護委員会にも、許容限界に関する具体的な指針を示すことが望まれるところです。

また、顔認証システムがプライバシー保護の観点からも利用できるかの判断がされた場合、特に、生体認証に用いる個人識別符号については、それをデータベースに6か月以上保存するのであれば、保有個人データに該当することになります。もっとも、個人情報保護法施行令4条2号や4号に基づき、保有個人データ該当性が否定される可能性はあります。

他方で、こういった生体認証システムの利用に不安を感じる消費者に対しては、たとえば、認定個人情報保護団体制度に基づき、苦情に対して丁寧に対応し、不安を払拭する枠組みを構築することが望まれます。

4. マルチ・ユースへの要望と対応

また、生体認証機能等を備えたカメラシステムを、防犯のみではなく、商用に使うという「マルチ・ユース」へのニーズも、今後増加が予想されます。

こういった利用の許容性も、基本的には、防犯カメラの場合と同じ枠組みで判断されます。個人情報保護法上は、①「商用」のより具体的な目的を特定し、②その目的達成に必要な範囲であれば、基本的には許容されることになります。ただ、現時点では商用での街頭設置カメラ映像の利用は、まだ「社会常識」とはなっていないため、設置表示など、利用目的の通知はより丁寧に行うことが求められるでしょう。

また、②特定された目的が、個人識別性がなくても、たとえば、単なる人数分析や年齢・性別と行った属性分析でも達成できるのであれば、個人識別性を除去した

映像を用いるべきこととなります。その意味で、マルチユースに用いる場合のカメラシステムは、技術面も含め、より複雑になる可能性があります。

さらに、プライバシー保護の観点で考えると、現状では、防犯目的での個人情報の利用に比較して、商用での利用については、世論の抵抗感はより強い状態にあるように思われます。そうであれば、その利用についても、相応の慎重な検討が必要となるでしょう。

5. 防犯活動としての映像の利用

近年、窃盗が疑われる者の映像を、顔にモザイクをかけてインターネット上に公開し、そのモザイクを除去しないこととの引き換えに盗品の返還を求める、といった事案が散見されるようになっていきます。

これは、防犯カメラ映像の利用としては、許容されるものではありません。犯人の検挙や盗品の取り戻しを自ら行うのは、現代の法治国家では原則として認められない「実力行使」「自力救済」にあたりかねません。個人情報保護法上も、「窃盗が疑われる者」の個人情報を、本人の同意を得ないで第三者提供（公開）することは、法令に基づく捜査の一環、その他警察からの問い合わせへの対応としての警察への提供以外は、基本的に認められません。防犯カメラ映像の「防犯という利用目的の達成に必要な範囲」としては、それが基本となります。

他方で、窃盗が発生しないようにする「戸締まり用心」は、私人が自ら行うべき事項です。防犯カメラ映像を不審者の早期発見、警戒のために設置者自ら使うことは、従来からある「鍵掛け」による防犯を、さらに進めたものとして認められることとなります。とりわけ、転売の容易性や換金性が高まる中、被害額が1億円単位に達するような組織的集団窃盗など、「万引き」という範疇にはとどまらない甚大な被害も生じていますし、「自ら行う犯罪対策」への店舗側の要請も強まる一方です。

その要請に応えるため、たとえば顔認証機能の利用が認められるかの判断は、個人情報保護法上許容できる枠組みでも、最終的には、それを世間が納得するかという社会の常識に求められます。それは、プライバシー保護、言い換えれば、私生活の平穏確保に関する社会常識がどこに求められるかの判断です。

しかも、この「社会の常識」は状況によっても変化します。2008年にスタートしたGoogleのストリートビューサービスは、当初はプライバシー侵害を懸念する声も大きかったのですが、現在では、広く受け入れられていま

す。また、店頭での顔認証機能付きカメラシステムの導入には、「行動監視されたり、趣味・趣向が丸裸にされるのでは」との懸念が一部でなされますが、他方で、店舗での購買履歴等が記録されるポイントカードの利用や、あるいは、ネット通販等の閲覧・利用履歴が事業者によって把握されることについて、躊躇の声は少ないようです。

社会の常識、納得感の見極めには、たしかに困難な面があります。それが、この問題の解決の方向を見えにくくしているのです。

6. まとめに代えて

顔認証機能なども含めた、高機能化した街頭設置カメラシステムの利用がどこまで認められるかについては、2つの次元で考えるべきこととなります。

第1は、撮影される映像や個人識別符号に個人情報該当性が認められることを前提に、個人情報保護法の規定を遵守することです。そうであれば、個人情報保護法の枠組みにおいても、その利用は適法なものとなります。これが、必要最低限です。

第2に、個人情報保護法上許容されるとしても、その利用が社会的に許容されるかは、社会がプライバシー保護として何を求めるか、という「社会の常識」にかかってきます。それは、犯罪状況にも左右されるし、プライバシーとして具体的に何を求めるのか、現実空間とサイバー空間とでの認識の相違など、より複雑な方程式になっています。

その判断は、最終的には、①高機能なカメラシステム等を利用することによって得られる利益、②それがプライバシーの利益に及ぼす影響がどの程度なのか、であり、それを丁寧に説明するという透明性の確保が何より重要です。ストリートビューが受容されたのも、撮影された者が撮影内容を確認できるという意味で透明性がより確保されやすく、被撮影者自身も他の場所の撮影データを利用することで利益を享受できるシステムであった面も大きかったと考えられます。

そして、その両者の比較衡量から、②があるとしても一定程度にとどまり、①がより優越することに、社会一般の理解が得られるかという点に、そのシステムの利用が許容されるかの判断がかかってくるのです。

本講演は、科学研究費助成事業（基盤研究(C)・研究課題番号:26380095)による研究成果の一部を反映したものです。

「5G(第5世代モバイル通信)で広がるIoT」



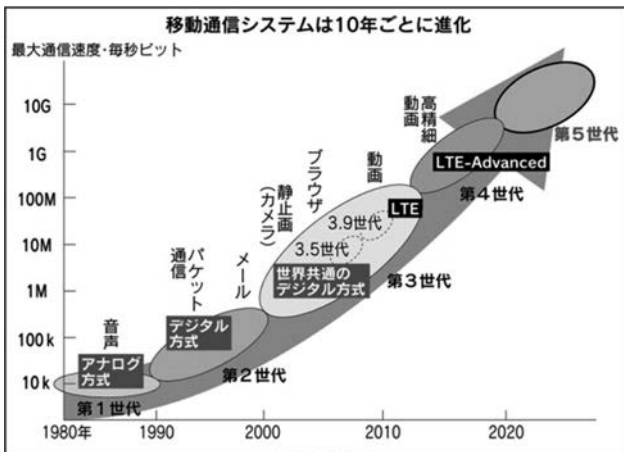
株式会社情報通信総合研究所 ICT 基盤研究部 岸田 重行

●5Gって何?

最近、新聞でも「5G」という言葉をよく見かけるようになってきた。携帯電話で使われるモバイル通信技術の話だ。5Gとは「第5世代」を意味し、「ごじー」、「ふぁいぶじー」と呼ばれている。

現在、スマートフォンで使われている通信方式は、4G(第4世代)である。4GはLTEとも呼ばれており、ともに技術用語でありながらテレビCMでも利用されるなど、マーケティング用語にもなっている。いままでの4から今度は5へと世代が新しくなる、というのは技術に明るくない人にとってもわかりやすい。

実は携帯電話方式は1Gから始まっている。3Gという言葉は(2000年頃から)マーケティングに使われたため広く一般にも認知されていたと思われるが、2Gや1Gという言葉は通信業界の中だけで使われる専門用語のままである。



(出所 日本経済新聞 2015/12/6)

過去の世代間の進化のポイントをそれぞれ挙げると、第1世代はアナログ携帯電話である。最近ではタレントの平野ノラが、大きな携帯電話を使うシーンをお笑いネタとして使っているが、当時は利用料金も高く、個人向けに普及する前であった。

第2世代への進化は、「デジタル化」である。固定通信でISDNがブームになったように、モバイル通信でもデジタ

ル化がキーワードであった。国内で携帯電話の普及が進みはじめたのは1990年代後半であったが、PHSも含め、一般ユーザがこうした端末を使い始めたときはすでにデジタル化されていた。

第3世代のポイントは「データ通信」である。「iモード」に代表される携帯電話ベースのモバイルインターネットは、国内で急速な普及を見た。この市場開拓に世界で唯一成功した日本は、海外から羨望のまなざしで見られていた。また、第3世代では「欧州方式vs米国方式」という2つの技術方式間の争いがあり、結果的には欧州方式が世界の主流となった。日本ではKDDIのみが米国方式を採用していた。

そして第4世代になるところで、世界の通信方式は基本的にLTEで統一されることになる。中国方式のLTEも開発されたが、これは標準規格となりLTEの中に含まれた。

そして第5世代へ、というのが昨今の流れである。このモバイル通信の技術的な世代交代は、おおよそ10年周期でやってきている。

●5Gはこれまでと何が違うのか?

5Gは4Gまでとは違う点がいくつかある。端的に言えば、「前の世代を活かして使う」「機能が広がる」「社会・産業を支える」の3点である。

(1)「前の世代を活かして使う」

まず、5Gの通信設備は、4G通信設備と一体的に運用される。これまでの世代交代のように、4G(LTE)の設備を全面的に撤去してから新設する必要はない。

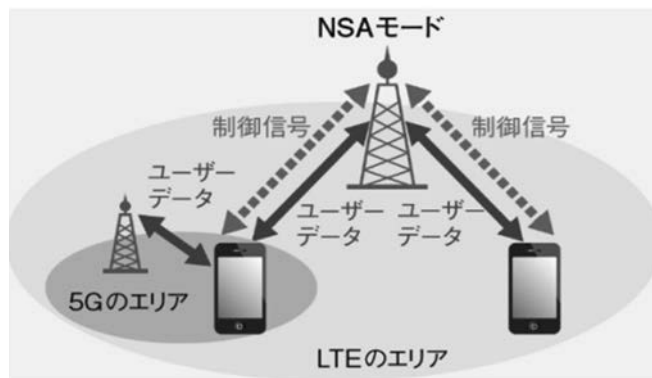
実はこれまで、携帯電話方式は世代交代を重ねる中で、移行期には新旧各世代の通信設備をともに使えるよう、携帯電話端末が新旧2つの方式に対応していた。新世代の通信網の整備を始めたからと言って、すぐに全国レベルまでエリアが広がるわけではなく、通常数年はかか

る。また、全国を新世代でカバーしてからサービス運用すればいいというほど市場の動きは遅くなく、また、通信事業者にも早く投資回収したいという意向がある。したがって、端末が複数世代の通信方式に対応することでそのブリッジ役を担ってきたのだ。日本でいま使われているスマートフォンは、3Gと4Gの両方が使えるようになっている。日本のスマートフォンは、海外に行けば2Gも使えるようになっているため、実は3世代に対応していることになる。

消費者の大半は、どの世代の通信設備につながっているかを意識することはまずないと思われるが、設備を運用する側からすると、これは大きな課題を伴っている。新たに新世代の設備を整備するというのは、その投資費用がかなりの額にのぼるからだ。日本の大手通信事業者3社でいえば、設備投資に各社は毎年5000億円程度も費やしてきた。それでも、1年で全国に新世代の設備を行き渡らせることはできない。

しかし、5Gの設備は4G通信網の上に重ねるようにして、小さいカバーエリアを数多く、スポット的に整備していく形になる。「いつでもどこでも5G」という通信環境になるには何年かかかるであろうが、4G網がカバーしているエリアも含めて5Gとして運用されることになる。そして、その4Gも改良を重ねて5Gの手前くらいの性能を出せるようになる見込みだ。通信網の性能はまだまだ向上していくことになる。

なお、5Gのエリア展開には技術的に2種類ある。4G網の上に5G設備を作り、一体的に運用する「NSA(ノンスタンドアロン)モード」と、5G設備だけで独立して運用する「SA(スタンドアロン)モード」がある。NSAモードは4G網があることが前提であるが、国内大手通信事業者は3社とも4G網のカバーエリアが広いことから、3社はいずれもNSAモードを採用しエリア展開を始める。



デバイス制御はLTE網で、データ通信は5G 網で行う。



デバイス制御・データ通信を5G 網で行う。

(出所)
<http://techon.nikkeibp.co.jp/atcl/mag/15/398082/040600040/83zu02.jpg>

(2)「機能が広がる」

次に、5Gでは機能が広がる。具体的には、いままでは機能が1種類だったものが、5Gでは機能が3種類になる。さらに3種類の機能の組み合わせができるようになるため、通信サービスに複数のメニューができることになる。

もう少し具体的に説明すると、4Gまでの携帯電話方式は「高速・大容量化」の歴史であり、機能向上はこの1方向のみであった。しかし、5Gでは「高速・大容量化」に加え、「超低遅延」と「多数同時接続」という2つの機能が備わり、進化の方向性は3方向になるのだ。



(出所)NTTDocomo

この3方向の機能が、利用シーンに応じて最適に組み合わせられて提供されることになる。その組み合わせを実現する技術が「ネットワークスライシング」である。ユーザー目線で考えると、例えば「高速・大容量と超低遅延は欲しいが、同時多数接続機能は不要」という利用シーンもあるだろう。5G時代は、通信ネットワークの機能をすべてのユーザーに公平に提供する時代から、ニーズに合わせた組み合わせメニューの提供へ、という転換期となる。

(3)「社会・産業を支える」

これまでのモバイル通信は、主に消費者個人が使うことを想定していたが、5Gでは個人のスマートフォン向け以外に、社会や産業を支える役割が期待されている。例えば警備システムや公共交通、スタジアムなど想定される適用範囲は多彩だ。

その背景としては、1つにはネットワーク・スライシングのような、ニーズに柔軟に応えられる通信ネットワークに向かっていること、もう1つはモノのインターネット、すなわちIoTのトレンドが本格化したことがある。

通信関連の企業各社はこうした流れをとらえ、5Gで社会・産業の基盤作りに貢献しようとしている。例えばNECは5Gを通じて、パートナー企業とともに社会価値を共創しようというスタンスである。



(出所)NEC 資料
https://www.nttdocomo.co.jp/binary/pdf/corporate/technology/rd/tech/5g/5GTBS2017_TECH_WORKSHOP_NEC.pdf

NTTドコモも、5Gを「パートナーとの価値を協創するためのツール」と位置づけ、日本中のあらゆる産業の発展を目指すとしている。そこには産業の創出、ソリューションの協創、パートナー商流の拡大など法人向け、産業向けの取組を強化する考えを示している。



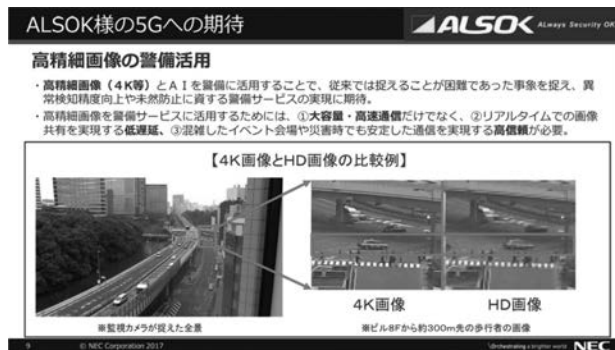
(出所)NTTドコモ
https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/about/philosophy_vision/strategy/index.html

●5Gの想定用途

それでは、今度は実際にどのような用途で5G活用が想定されているのか、いくつかご紹介したい。

(1)セキュリティ・警備

警備大手のALSOKは、NTTドコモと共同で5Gを使った実証実験を行っている。これは、主に高精細画像を活用した警備システムの運用のために5Gの活用可能性を探るというものだ。カメラ画像を使った警備では、画像を複数の警備員で共有することで、音声やテキストでは伝えにくい情報もスムーズに伝えやすい。



(出所)NEC 資料
https://www.nttdocomo.co.jp/binary/pdf/corporate/technology/rd/tech/5g/5GTBS2017_TECH_WORKSHOP_NEC.pdf

そのカメラも解像度は課題だ。カメラで広域をモニタリングするケースでは、遠くの映像をズームアップした際の解像度が必要となるからだ。カメラの解像度は年々向上しており、4K・8K対応カメラなら肉眼以上に細かな画像を撮影できるが、その画像を各所に配置された警備員へ共有するとすると、モバイル通信の高速・大容量性が求められる。画像が高精細になれば、それだけ画像のデータ量が大きくなるからだ。

また、静止画であれば画像の切り取りや圧縮技術などでデータ量を小さくし、より効率的に情報共有を図る工夫もしやすいが、これを動画配信でとなると、高速・大容量性への要求は一層高まる。さらにリアルタイムに配信するとなれば、低遅延性も必要だ。ALSOKが5Gに期待するのは、こうした高度な警備を実現したいためである。

(2)スポーツ

スポーツ用途への活用は、観客向けのエンターテインメント性向上の観点からイメージしやすいかもしれない。

例えば大宮アルディージャのホームグラウンドであるNACK5スタジアム大宮では、スタジアム内限定で配信される映像を見ることができる。また、VR（仮想現実）対応

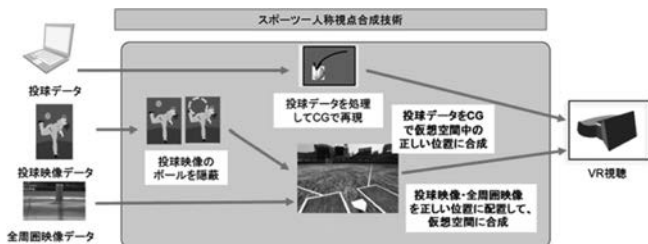
のヘッドマウントディスプレイを装着して、あたかもユーザ自身がピッチ上のゴールキーパーになったかのような目線で、同チーム所属選手のシュートの軌跡やスピードを体感できるイベントも開催されているが、これは有線でつないでデータを送っている。



(出所)NTT
<http://www.ntt.co.jp/activity/jp/b2b2x/smart-stadium/>

こうした映像配信を広く配信しようとする、スマートフォン上で視聴する動画映像よりもデータ量が格段に増えるため、4Gでは性能面で限界がある。5Gの高速・大容量性や低遅延性で、こうしたハードルは格段に低くなる。

野球でいえば、スピードガンでバックスクリーンに表示される球速だけでなく、ボールの回転数や回転角度、軌道などこれまで測定が難しかったものもデータとしてリアルタイムに収集できるようになっている。またこうしたデータを活かして、例えば楽天ではVRを活用した練習システムを導入済だ。将来はこうした領域にも5Gの活用が見込まれる。

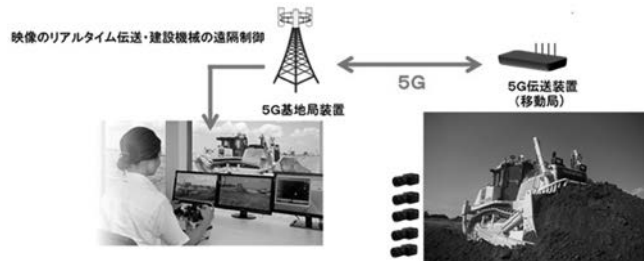


(出所)NTT データ
<http://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2016/090500.html>

(3)クルマ、建機

もちろん、話題の自動運転の領域も5Gのターゲットだ。5Gで自動運転というと、クルマが5G通信を常時使って自動運転するような印象を受けがちだが、現実には自動運転そのものはクルマ単体で実現されようとしており、通信はそれを補完する役割になるだろう。

補完とはいいつつも程度は様々で、通信する頻度やデータ量も通信の目的によりかなり幅がある。



(出所)コマツ
https://home.komatsu.jp/press/2017/others/1192802_1593.html

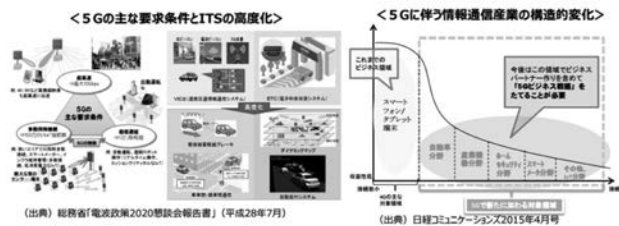
例えば、高速・大容量性を活かすケースとしては、今後整備が進む3D地図の更新がある。自動運転には、クルマに搭載したセンサー情報から危険を察知して回避する能力が求められるが、一方ではセンサーが届かない距離にある情報も、いち早くクルマに届けることでより利便性、安全性を向上することができる。地図は、スマートフォンで頻繁に使われていることもあり、精度はどんどん向上し、情報の更新も頻繁に行われているが、実は自動運転のクルマにとって、いまある地図の情報では、まだ足りない。段差や勾配、路面状況、工事や事故などの突発的な情報、数台先を走るクルマの状況など、細かな情報も必要となってくる。

こうなると、走行中のクルマがリアルタイムに必要な情報をいかに提供するかを考えれば、5Gの低遅延性や高速・大容量性は自動運転車の普及とともにそのニーズが高まりそうだ。

第5世代移動通信システム(5G)とITSの活用

27

- 現在、2020年に向けて、5Gの本格的サービスの実現が期待され、我が国のみならず、諸外国においても、実用化推進のための検討が進められている。
- 5G時代では、スマートフォンといった従来型の端末をベースとしたビジネスだけでなく、IoTや自動車、産業機器、スマートメーターといった新しい分野の利用が期待されている。
- そのような中、ITS(自動運転、コネクテッドカーなど)分野においても、5G等の無線システムを活用した自動運転の実用化、普及に向けた検討が国内外で本格化している。



(出所)内閣官房IT総合戦略室 資料
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/detakatsuyokiban/dorokotsu_dai3/siryou4.pdf

(4) 交通制御・管制

また、交通制御・管制の領域でも5Gの活用が期待されている。たとえば、すでに駐車場システムなど、センサーを活用したIoTシステムが少しずつ整備されてきているが、将来的には道路や鉄道などでは車両にも路面にもセンサーが埋め込まれ、様々な環境情報をそれぞれがやりとりするようになるだろう。安全性、運行の安定性など様々な側面で社会的な価値として還元されやすくなる。こうした用途では、ビッグデータ分析なども関係しながら、路車間通信、車車間通信による危険回避、渋滞緩和、燃費向上(車と信号の連携システム等)など社会的コストを圧縮する効果が期待できる。

また、今後普及が期待されるドローンも、こうした交通制御・管制の対象となるかもしれない。すでに米国では携帯電話網を使ってドローンを管制する仕組みが実験されている。ドローンの用途はさまざまに考えられるが、カメラと通信機能を搭載することで、遠隔監視による見回りや危険通知・予知といった防犯・防災面の効果も期待できる。

●5Gの展開スケジュール

このように、スマートフォンだけでなく、さまざまな社会システムを進化させ、また新たに構築可能にすることが期待される5Gであるが、この5Gが導入されるのは国内では2020年あたりからになるだろうと見られている。ちょうど東京五輪の開催を見据えて、というタイミングになりそうだ。

米国や韓国は日本よりも早く、5G技術を導入する見込みである。米国では大手通信事業者のベライゾンワイヤレスが2017年末までにいくつかの都市で、家庭向けの無線ブロードバンドとして5G技術を活用したサービスを提供する計画を明らかにしている。

また韓国では年明け早々に迫った平昌五輪にあわせて、大手通信事業者のKTが5Gを導入すると発表している。ともに、提供されるエリアは限定的だと思われるものの、実際に一般ユーザがそうしたサービスを使えるようになるという意味では、世界的には2018年が5Gの導入スタートの年になりそうだ。

一方で、先進市場と呼ばれる国・地域の中で、5G投資がなかなか進まないと思われるのが西欧である。というのも、西欧の通信事業者にはすでに投資余力がそれほど残っていないからだ。ただし、欧州でも英国とドイツは比較的5Gに積極的であり、2021~22年には5Gの商用サービスが始まっているものと推察される。

このように地域差はあるものの、おそらく2025年頃には世界主要国の都市部で5Gが使えるようになっていだろう。

●5Gのエリア展開

では、2020年に導入が始まる5Gは、どのようにエリアが広がるのだろうか。前述のように、日本は全国に広がっている4Gエリアを活用することで5G運用をスムーズに始めることができる。5Gは高い周波数を使ったスポット的なエリアを数多く整備する形になると思われるため、5Gの「高速大容量」「超低遅延」「多数同時接続」の各機能を使えるエリアが全国へ一気に広がることはない。したがって5Gエリアは5Gニーズが高い地域、場所からになるだろう。徐々にスポットが増え、次第に面的なカバーへ、という流れだ。

現在行われている5G実証実験が、そのまま5Gニーズに直結したとすれば、自動車での5G活用のために主要な鉄道路線や幹線道路(高速道路も含む)は早期に5G整備が求められるであろうし、防犯や防災対策など向けには、大都市の中心部やスタジアムなど人が多く集まる場所での5Gニーズも高まることだろう。

●5Gへの期待

以上、これまで述べてきたように、5Gは国内では2020年をめどに導入が始まり、その後徐々にエリア展開されていく。その利用にあたっては、社会・産業を支える存在としての期待が大きくなっている。現時点では、一部の企業が5Gの活用を検討している段階ではあるが、導入事例が数多く出てくるようになると、それを成功例として広く一般に広がっていくのだろう。

既存の4Gでも、現在の社会・産業向けに活用されている例は数多くあるが、5Gで描かれる将来はさらに魅力的である。とくに高速大容量性と超低遅延性は、警備・防犯などセキュリティ用途との相性はよさそうだ。

モバイル通信は、スマートフォン向けではMVNOの登場により料金の値下げ競争が激しいが、一方で「安かろう、悪かろう」では困るのが社会・産業向け用途である。こうした高品質な通信サービスへの需要は、その機能向上でさらに高まると思われ、社会・産業を支える5G、という位置づけは近いうちに確立するのではないだろうか。世界的にIoTの波が押し寄せてきている中、そのIoTの波にうまく乗るかのように登場するのが5Gである。

「セキュリティ脅威から監視システムを守る」

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社
セキュリティシステム推進部 マーケティング課商品研修係

主事 藤田 茂



カメラと記録装置で『SSLで通信を暗号化し傍受を防ぐ』『End to Endで映像データを保護』

今回ご紹介するシステムは、ネットワーク化された監視カメラシステムにおいて不正アクセスの脅威からネットワーク化された監視カメラシステムのデータ通信をSSL暗号化することにより、不正アタックを防止すると共に記録する映像データ自体を暗号化し不正に閲覧できないシステムの構築が実現できます。

●はじめに

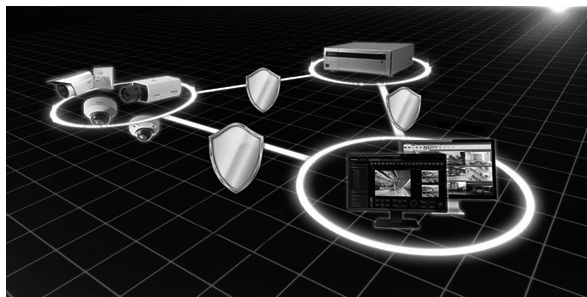
IoTで、さまざまなモノが繋がっていく時代において、監視システムの役割も「映像を撮る、記録する、見る」から「映像を含むさまざまなデータから知りたい情報を抽出し、積極的に活用」へ変化することで更なる映像監視の効率化・データ活用が進んでいくと想定されます。

当社は、IoT/M2M化が進む中、大きな課題となりつつある「ハッキング」や「なりすまし」などの「サイバー攻撃※1」対策として、SSL通信、データ暗号(AES256bit)に対応。証明書で世界的シェアを誇る第三者機関と協業し、「デバイス証明書」をi-PRO EXTREMEシリーズカメラに標準搭載※2しています。レコーダーのオプションソフトウェアを使用することで、エンドtoエンド(入り口から出口まで)で暗号化通信が可能となり、システムトータルで高いセキュア性を確保します。

また、共通脆弱性データベースを元にカメラ、レコーダーの脆弱性対策を行い、巧妙化するサイバー攻撃の脅威に対応できます。

※1: DOS攻撃、中間者攻撃(なりすまし)、データ/ファイル改ざん等

※2: 一部モデルを除く



●監視システムにおける、セキュア技術のお役立ちイメージ

(お困りごと1)

『通信を傍受されたり覗き見が心配』

(セキュア技術で解決!)

『信頼性の高い証明書を使用したSSL通信で安全な通信経路を確保ができます』

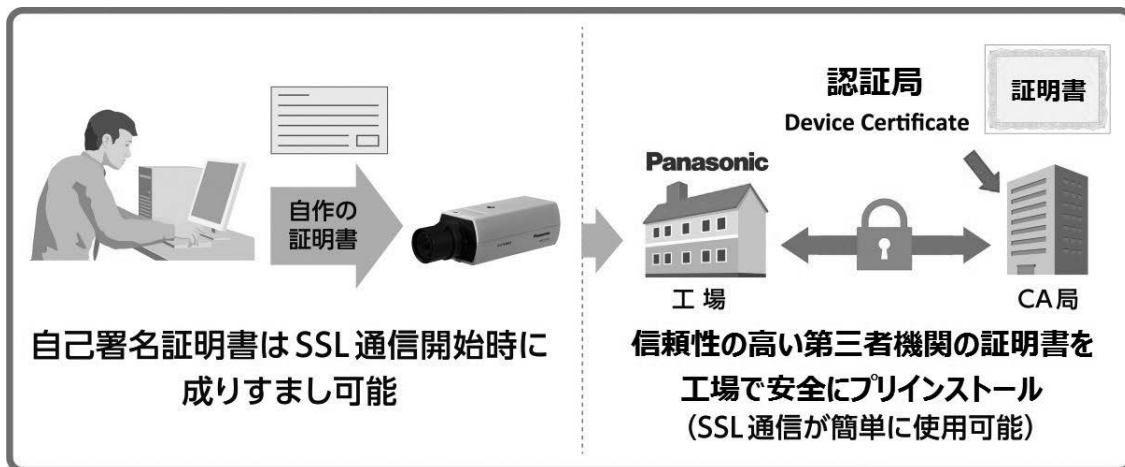


SSLで通信を暗号化し傍受を防ぐ

機器内で鍵を生成～セキュアな環境～信頼性のある第三者期間の証明書発行システム

信頼性の高い証明書と「FIPS-140-2Level1 CAVP^{※3}」相当の暗号化モジュールで安全な通信を実現

※3:WV-TW370P環境で評価を実施



(お困りごと2)

『外部に映像データが漏洩すると大変』

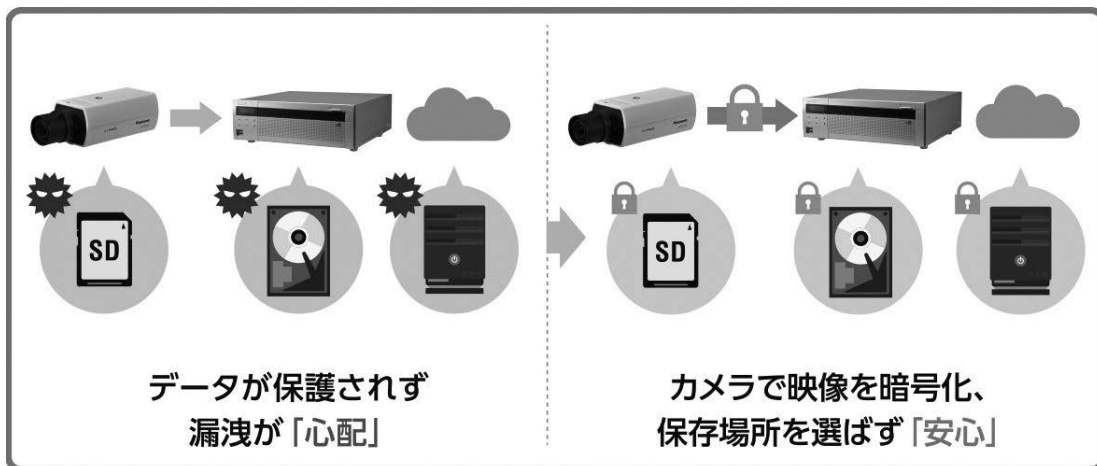
(セキュア技術で解決!)

『カメラで映像データを暗号化、レコーダーで記録することで記録データの保護をすることができます』



End to Endで映像データを保護

高性能暗号モジュールで映像生成部(カメラ)で暗号化データが漏洩してもプライバシーを保護できます



(お困りごと3)

『証拠映像が改ざんされていないことを証明したい』

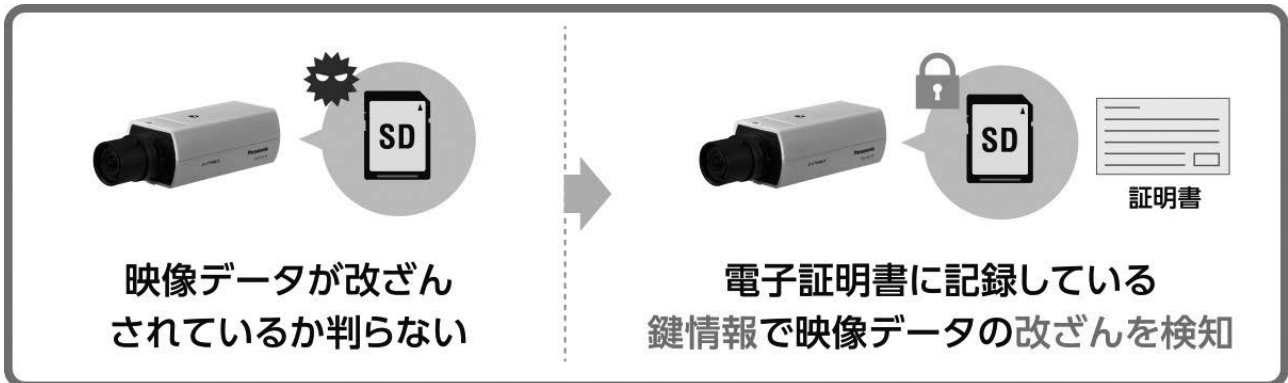
(セキュア技術で解決!)

『証明書を使用し改ざんを検出映像の出所元を保障し、データの証拠性を向上』



信頼のおける第三者機関の証明書で証拠性向上

取り出したデータの出所(カメラ)を保証し、改ざんされていないことを証明



(お困りごと4)

『外部から、機器への不正侵入を防ぎたい』

(セキュア技術で解決!)

『第三者機関による脆弱性検証ソフトウェアの脆弱性対策をし、不正侵入を防ぐ』



データベースに基づいた脆弱性診断・対策で機器を守る



●セキュア拡張キットソフトウェアの概要

本製品は、ネットワークディスクレコーダー WJ-NX400Kのセキュア機能を拡張するためのライセンスキットです。起動情報案内カードに従って、解除キー番号を取得し、レコーダー本体に解除キー番号を登録することで、セキュア機能を拡張することができます。

セキュア拡張キットWJ-NXS01JW(カメラ1台追加用)、WJ-NXS04JW(カメラ4台追加用)、WJ-NXS16JW(カメラ16台追加用)、WJ-NXS32JW(カメラ32台追加用)の4機種があり、カメラの接続台数に合わせて、各セキュア拡張キットを組み合わせ登録できます。

●セキュア拡張キットで追加される機能概要

・通信経路の暗号化機能

カメラ・レコーダー間のSSL通信	第三者機関の証明書を使用したSSL通信が使用できます。
------------------	-----------------------------

・データ暗号化機能

・ネットワークディスクレコーダー WJ-NX400	
カメラのライブ映像表示	暗号化されたカメラのライブ映像を表示します。
再生映像表示	暗号化された録画画像の再生表示を行います。
暗号録画データの取り出し	暗号化された録画画像を外部メディアに取り出します。

・映像監視ソフトウェア WV-ASM300	
カメラで暗号化された映像の表示	暗号化されたカメラのライブ映像を表示します。
再生映像表示(SD録画)	カメラでSDに暗号録画された画像の再生表示を行います。
再生映像表示(レコーダー)	レコーダーで暗号録画された画像の再生表示を行います。
暗号録画データのダウンロード	カメラ搭載のSDやレコーダーに暗号録画されたデータをPCに転送し保存します。

・ブラウザ	
再生映像表示(レコーダー)	レコーダーで暗号録画された画像の再生表示を行います。
暗号録画データのダウンロード	レコーダーに暗号録画されたデータをPCに転送しファイルとして保存します。

【商品に関するお問い合わせ先】

パナソニック システムお客様ご相談センター

TEL 0120-878-410

受付:9時~17時30分(土・日・祝祭日は受付のみ)

セキュア拡張キットについて詳しくはこちらのサイトをご覧ください

URL <https://sol.panasonic.biz/security/software/nxs/index.html>

LINEスタンプクリエイターズ事業について

奈良県防犯設備士協会 理事 中村 博夫



奈良県防犯設備士協会は、防犯設備のない寺院や金融機関の現金自動預け入れ払出機(ATM)から文化財や現金が盗まれるという事件が増加していることから監視カメラなどの機械の導入で犯罪を未然に防ぎ、事件が起きた時には警察捜査が効率よく行えるようにと、県内の防犯設備士が自ら組織化することで、警察や地域との連携が強まり、より安全な環境づくりに役立つと期待して都道府県レベルでは全国で2番目に平成8年8月7日に設立されました。

設立当初は19人のメンバーでしたが、昨年(平成28年)の創立20周年記念の総会では23名のメンバーと微増ではありますが、奈良県警察本部生活安全部長の大久保様より「まちの安全に対する貢献と防犯設備の広報啓発活動」に対して感謝状を賜ることができました。

しかしながら、忘れることの出来ない悲惨な出来事として2004年11月17日に奈良市で帰宅途中の小学1年生の女子児童が誘拐の後に殺害・遺棄されるという事件が発生しました。

このことを受けて、地域パトロールや防犯ブザーの携帯などを主とした防犯活動を行われていましたが、またしても2015年7月14日に奈良県香芝市での小学校6年生女子誘拐事件が発生してしまいました。

これらの同様な事件は奈良県に限らず、毎年90件前後は全国で発生しているところですが、この事態を受けて、ここ数年で店舗やマンションのような個人設置だけではなく、街自体を見守る「地域防犯カメラ」への関心と導入が進み、さらに自治体のバックアップや警察の協力を得ることも多くなり、一体となった地域ぐるみの防犯対策が必至となっています。

安全安心まちづくりの観点から県や市町村の防犯カメラ設置に対する補助金の予算化もあって、日ごろ防犯カメラの必要性を感じておられた自治会から当協会への依頼も講演・展示といったものから防犯カメラと防犯設備の活用指導へと変化してきました。

具体的活動実績

活動種別	28年度の件数	27年度の件数
防犯講演・指導	7	18
地域安全活動・展示・指導	10	4
防犯カメラ、防犯設備指導	6	—

まちぐるみでの防犯への取り組みにおいて防犯カメラの設置については、住民の皆さんの考えが不揃いながらも目的や目指すものは同じですので紆余曲折しながらも取り組みは充実しつつあると感じます。

一方、防犯活動を行っている自治会やボランティアの多くは65歳以上の高齢者の方々に構成されていることから、若者も含めて日常的に防犯意識の向上を図ることが求められていました。

このことから、若い世代の規範意識や防犯意識の向上を目的とした、警察庁の「若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業」によって、全国の警察で大学生によるボランティア団体が設立されました。

奈良県では平成22年に「あっぷりけ戦隊!奈良まもりたい」が結成されました。奈良県の大学に在籍する学生だけでなく、奈良県在住で県外の大学に在籍する学生などとも一緒に活動されているとのこと。

団体の名称は、「衣服の破れを修復する“アップリケ”のように、自分たちのまちを安全なまちに修復し、二度と破けないまちにする」という意味を込めて名付けられたと説明されています。



若い世代の防犯意識を高めてもらいたいとの奈良県警の思いと奈良県防犯設備士協会の地域における街頭防犯カメラの設置等犯罪被害防止のための費用を捻出したいという思いとコラボレーションして、奈良県警察職員が考案した、「あぶりけ戦隊!奈良まもりたい」のキャラクターを基にデザインされた防犯啓発用LINEクリエイターズスタンプ事業を当協会が始めることとなりました。

LINEスタンプは、日常のメッセージのやり取りで使われ、それらのコミュニケーションの一つ一つが広告塔になっていく広告ツールで、スタンプユーザーのトークの中で意味や文脈を代理する役割を担えて、何らかの人格を持っていて、かつユーザーがダウンロードしたくなるような魅力を備えたキャラクターであることが望まれます。

その点、主観的ですが、デザインされたスタンプは、キャラクターで「カギかけた?」「大丈夫?」「今から帰ります」といった日常会話や、「飲んだら乗るな」「戸締りはしっかりね」とか交通安全や防犯を啓発する文言をあしらわれた40個のスタンプはとても使いやすい、なじみ深いものです。

LINEスタンプでは企業が商業として無料で提供している素晴らしいものが溢れているマーケットでもありますので、どこまで健闘できるか楽しみです。

スタンプは40個のデザインを一口120円で販売し、その収益金はカメラ設置、防犯活動支援、広報啓発活動に活用できればと期待しているところです。



LINEスタンプの検索は、LINEアプリをクリック→スタンプショップをクリック→右上にある検索マークをクリック→奈良県防犯設備士協会を入力→クリエイターをクリックしますとたどり着けます。

一番簡単なのは、上記のQRコードをスマホカメラで読み取っていただくと早いです。

末筆となりましたが、防犯対策は、個人から地域ぐるみの取り組みへ、また企業と連携した取り組みへと変貌してきています。そのため当協会は、安全産業に携わる方々の相互の緊密な連携協調及び警察や行政機関等の連携を図り、防犯設備の設置、維持管理に関する広報啓発や防犯に必要な知識の普及等に努めるとともに、警察が推進する地域安全活動に対して安全産業の特性を生かした参画を図り、将来に向かって防犯性能の優れた奈良県の地域づくりを目指し、犯罪被害に遭いにくい安全なまちづくりに今後も更に貢献するため、法人格の取得も視野に置く必要があると感じているところです。

『抑止力の効果と活用』

福島県防犯設備協会
株式会社メディアシステム 代表取締役
防犯設備士資格番号 第08-17394号

渡邊 弘志



平成20年に防犯設備士資格を取得しましたが、それまでは、通信機器や防犯カメラのシステムを中心に防犯に取り組んでおりました。

【抑止効果は一つではない】

ある広大な駐車場で車両へのイタズラが多発しており、試験的にダミーカメラを設置しましたが無くなる事はありません。さらに、大きめの看板で「皆様の貴重な車両を防犯カメラで監視していますが、個人での管理もお願いします…」を表示した後は、嘘のように無くなりました。

また、あるコンビニで照明が建物側を照らすように設置されており、駐車場の薄暗いところで頻繁に車両破損があり、防犯カメラ映像にも行為の記録がされておりました。改修の際に、コンビニ側から駐車場側へ照明の向きを変えたことで、明るくなった駐車場での被害が皆無となりました。

今年は地域の方々に、抑止効果も含め、防犯機器を幅広く知って頂きたいと、防犯カメラ、防犯ライト、センサー等の他に、ネットランチャーやフォグガードの霧噴射実演等も含め、各種防犯機器の展示会も行いました。



【防犯は自分中心ではない】

カギや建物部位等の防犯設備よりは防犯カメラを意識し過ぎておりましたが、防犯設備士免許取得後、そして平成23年2月の福島県防犯設備協会設立に関わり、警察関係をはじめ、防犯に取り組まれている多くの方々の存在と、意識の高さを学びました。

全国地域安全運動県民大会においては、福島県防犯設備協会仲間と、防犯カメラの他に、ドアガード、補助錠、内格子、合わせガラス等の部位が防犯面で大いに役立つ説明と、体験型イベントをさせて頂きましたことは、発表側としても再認識させられました。



ソフト面では、地域安全標語入選作品を作詩にし、会員が作曲、編曲して、毎年入選作品から作詩だけを変え、歌を広めることで安全標語がさらに意識されるとの願いを込め、防犯活動の際に演奏を行なっております。



防犯カメラも単なる映像を撮影することから、技術の向上で、設置場所の環境、使用条件等による選択肢が増えております。さらに、カメラ以外の防犯機器も日々進化しており、組み合わせをする事で、多様なニーズにお応えできるようになりました。その為にも、地域協会や全国で防犯に取り組んでおられる方々と連携し、学習と経験をすることが、安全・安心な環境づくりに必要と考えます。

【防犯カメラの効果】

日本防犯設備協会が昨年度から始めた「貸借制度による防犯カメラ」が、熊本地震後の被災地に設置され治安維持に大いに役立たれたと伺いました。熊本での任務終了後に、福島県警察本部から各警察署管轄の要望箇所に設置協力をさせて頂きました。

設置後短期間ですが、下記のような評価を頂いております。

- 1 刑法犯認知件数の減少 前年同期比-8.3%
- 2 行方不明者を防犯カメラ映像から所在を割り出せた。
- 3 暴行事件における犯人の人着を割り出せた。
- 4 子供の遊び場になっている箇所が、付近住民から安心できると好評を得た。
- 5 窃盗事件で捜査に活用…等の効果により、設置期間の延長を依頼しました。

防犯カメラが必要としない安全・安心な環境となることを願いながらも、犯罪抑止として、まずは地域の点から線、そして面に設置する事で効果が増すものと考え普及に努めています。



【防犯設備士として】

防犯抑止の方法は、それぞれの環境により異なり、適切な対応が求められます。

防犯設備士として、犯罪の被害に遭わない安全・安心な環境づくりをすることにより、犯罪者にさせないことにもつながると思いますこれからも活動してまいります。

防犯設備士・総合防犯設備士向け 新情報誌の発行に寄せて

総合防犯設備士委員会 委員長 武富 正隆



いつも当協会の活動に御理解、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。総合防犯設備士委員会委員長の武富です。

このたび、当協会では、資格を更新する又は更新された防犯設備士・総合防犯設備士の皆様に防犯に関する最新技術、ニュース、お役立ち情報のほか、活躍されている防犯設備士・総合防犯設備士の活躍状況などを紹介する情報誌を年2回出版することになりました。

そこで、当総合防犯設備士委員会では、この情報誌の趣旨に沿って情報の提供に一役買うことといたしました。

防犯設備士・総合防犯設備士の皆様の中にはその道の専門家が多数いらっしゃいますので内容によってはまさに“釈迦に説法”の感、無きにしもあらずですが、視点を変えれば違った見え方もしますので読むだけの価値があるといっただけのような情報誌になりますよう委員一同努めますので今後ともどうぞよろしく願いいたします。

さて、第一回目は、当協会の専門委員会の概要及び当委員会の概要と、委員会の活動目的及び活動内容について御報告したいと思います。

【専門委員会の概要】

当協会には13の専門委員会があり、専門委員会は、協会の目的に沿った事業を実施するため、専門的見地から活動を行う常設の機関が必要であると認めたときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができると定款に規定されており、また、専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を得て、代表理事が定めるとも規定されています。

【総合防犯設備士委員会の概要】

当総合防犯設備士委員会はその専門委員会のうちの一つで、制度事業(防犯設備士制度、RBSS認定制度)を行う4つの委員会の一つということになります。

委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員5名及び事務局1名の計8名で構成されています。事務局を除き、全員総合防犯設備士で、会社経営者・役員が5名、

会社の中堅幹部が2名となっています。委員の年齢構成では70代が2名、60代が2名、50代が2名、40代が1名で、全員が総合防犯のプロとして現役で活躍しています。委員会活動に興味、関心のある方は総合防犯設備士でなくても委員会活動をすることができますのでぜひ当委員会に御参加ください。

【総合防犯設備士委員会の活動目的】

総合防犯設備士委員会は、制度事業である総合防犯設備士の資格に関わるテキスト及び試験問題作成等に関わる検討を行い、防犯設備士の育成、監理、監査、コンサル等が出来る総合防犯設備士の育成を行なっています。

【総合防犯設備士委員会の活動概要】

総合防犯設備士に関する調査・研究活動を行っています。具体的には、

①総合防犯設備士更新講習の検討

当委員会では更新講習に必要なカリキュラムの検討、作成などを行い、新たに始まる総合防犯設備士更新講習の実施に向けて防犯設備士委員会との連携を図っていきます。

②総合防犯設備士の活躍の場の創出策検討

当委員会の主要な検討課題である総合防犯設備士の活躍の場は何かについて、今年度もテキスト改訂(索引の追加など)と平行して検討し、協会へ具体案の提案を行っています。

【防犯設備士・総合防犯設備士の皆様へ】

防犯設備士は平成3年度に誕生して既に25年が経過し今や27,000名を超えております。また、総合防犯設備士は平成13年度に誕生して15年が経過しておりますがまだ400名にも達していません。当総合防犯設備士委員会では“総合防犯設備士になってよかった”といわれるような魅力ある資格づくり、活躍の場の創出に向けて今後も真剣に取り組んでいきますのでどうぞ御支援を賜りますようお願い申し上げます。

ASES事業部会 Secutech Vietnam見学と企業訪問の報告 “鶴亀姫のベトナム見聞録”



総合防犯士会
事業部会

訪問団長 齋藤 陽子
事業部会 成田 純一

事業部会では、総合防犯設備士試験の受験セミナーを日防設より委託を受け年4回実施しており、また毎年3月、日本経済新聞社が主催されるセキュリティショーでの防犯相談コーナーの運営、特設会場で実施される講演やパネルディスカッションにも毎年出演協力をしております。その他会員向け講演会や著名施設見学会等も実施しています。

昨年より海外視察を実施しており昨年はSecutech Taiwan Taipei見学と企業訪問を行い大変好評でした。今年は、経済発展が著しいベトナムのSecutech Vietnam見学と数社の企業訪問を実施することになりました。

基本的には現地集合、現地解散と、部分参加もOKとしました。

■8月15日 早朝、第1陣5名ホーチミン到着



初日は2班に分かれて行動となりました。第1班3名は午前中、統一会堂(旧大統領府)や戦争記念館を見学しました。



ベトナム戦争での枯葉剤散布による被害の様子がよく分かる資料がたくさんありました。



そして午後、グローバル人材サービス株式会社を訪問し、Than Thi Thao(タン ティ タオ)社長と面談しました。



日本へ行くことが決まった技能実習生に日本語を教えているそうです。

■8月16日 第2陣を含め7名で企業訪問

昨日3名で訪問したグローバル人材サービス株式会社を再び7名で訪問しました。



現在、縫製工場、機械工場、園芸施設、牧場等、幅広い業種で実習生を送り出し実績を積み上げていること等の説明を受けました。

そして日本語研修センターへ移動し勉強している様子を見学しました。元気な声で、挨拶・歓迎を受けました。



また日本語でベトナムの印象や日本のことをいくつか質問を受けました。一生懸命でした。



日本語研修センターは全寮制で集中的に講習を行い、日本語や必要な知識を習得させるとのことでした。

■9名全員集合しSecutech Vietnam見学



午後Secutech会場へ移動、全員集合です。ベトナム社会主義共和国…、ODAは中国が1位、韓国が2位、日

本が3位とのこと。中国、韓国企業のブースが多いように見えました。ベトナムの防犯関連企業の発展はこれからです。



2日目の夕食は、ミャンマー連邦共和国名誉総領事でもあるグローバル人材サービス株式会社のBAC, Dam Trung (ダム チュン バック) 会長のご厚意で夕食会にご招待頂きました。



何回乾杯したことか…?全員、ヨッパライです!

■8月17日 企業2社訪問

3日目は、まずAIPHONE (VIETNAM)を訪問しました。従業員の9割位が女性で平均年齢は23~24歳だそうです。立和社長自ら工場の中を詳しく案内頂きました。



午後はALSOK (VIETNAM)を訪問し、安立社長よりベトナムの治安事情についてPPTの資料まで用意して頂き説明を受けました。



イスラム過激派によるテロの危険はないものの、貧富の差の拡大や薬物中毒者は増加傾向にあり、それらによる犯罪が発生している現実もあるそうです。

安立社長自らも公園の中に注射器が捨ててあるのを見たことがあるそうで、日本の企業の方には「危険があるから公園内に立ち入らない様」伝えているそうです。

体験談：中島秀造です。一人での外出は危ないです。女性二人が近づいてきて声をかけられた時、危険を感じ、尻ポケットの財布はカバーしましたが、胸ポケットの名刺入れをすられてしまいました…！色々と経験しました。

⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ハノイへ移動です。⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒

■8月18日 企業3社訪問

まずはVINA-SANWA扉製作工場を訪問し、工場内を見学しました。越智工場長自ら工場を案内して頂きました。



従業員数は134名、管理スタッフが40名、製造従業員が85名、守衛その他が9名という体制で生産しているそうです。月生産能力は

- ①スチールドア (3000セット)
- ②シャッター (150連)
- ③クイックセーバー (50セット)

あるそうで、最近では日本の製品は「品質が良い」と日本の製品を指定して来るようになってきたそうです。

イオンモールへの移動中、大型マンションの建築現場の看板に日本企業の名前がありました。大和ハウス、大成建設…。



イオンモールに到着、店舗の形は日本国内のイオンモールと全く同じです。駐車場の広さも同じように感じましたが、バイク置場の広さとバイクの台数には驚きです。

駐車台数:1,000台、駐輪台数:10,000台収容できるそうです。



ベトナムの交通事情は、経済成長に伴い、道路混雑及び交通事故等、深刻な問題を抱えているそうです。

バイク本体や部品の盗難が多いのだそうです。駐車場の出入り口には、車番認証用のカメラと顔を映すカメラが設置されていました。



日本と大きな違いは、スーパーエリアには手荷物を持って入れず、スーパーエリアの横にあるクロークに手荷物を預けるルールになっていました。店内を巡回する警備員が多くいました。人件費が安いので多く配置できるそうです。



防災センター内でベトナム店舗の概要と運用上の特色等、色々と丁寧に説明頂きました。

日本からの出店は、衣料・飲食・雑貨・クリーニング等24店舗あり、来客数は年間1,400万人、1日の最大来客数は21万人だったそうです。因みに、DAISOさんは100円均一ではなく、200円均一(40,000VND)だそうです。

そして最後にNihon Lock Service Vietnamを訪問しました。



4日目の夕食は、杉山社長に安倍首相もいかれたことがあるというベトナム料理レストランに案内して頂きました。民族音楽の生演奏もありました。

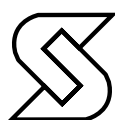


民族音楽の生演奏もありました。ちゃっかりと記念撮影させて頂きました。(レポート纏め担当：成田)

日本ロックサービス(Vietnam)杉山社長に企業訪問他、細かくお手配を頂きました。おかげさまで有意義な見学・企業訪問が出来ました。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

【このコーナーへのお問い合わせや入会お申込みは、総合防犯士会 事務局まで】

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4
第4長谷川ビル4F 日本防犯設備協会内
TEL & FAX 03-3437-0359
E-Mail info@sogobouhan.org



平成29年度 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内

平成29年度防犯設備士養成講習・資格認定試験が下記の要領で開催されます。受講・受験を希望される方は、お申込みください。なお、講習・試験の詳細、会場の住所・地図などは、協会のホームページに掲載いたします。

開催回	開催日		開催地	会場名	募集期間
	講習	試験			
第100回	11月10日(金) 11月11日(土)	11月11日(土)	東京	ベルサール西新宿	募集終了
			大阪	天満研修センター	
			札幌	北海道建設会館	
第101回	平成30年 2月9日(金) 2月10日(土)	2月10日(土)	東京	飯田橋レインボービル	11/1～12/15
			大阪	天満研修センター	
			福岡	福岡建設会館	

平成29年度 総合防犯設備士資格認定試験のご案内

平成29年度総合防犯設備士受験セミナー・資格認定試験の募集は全て終了いたしました。ありがとうございました。また、来年宜しく申し上げます。

No	名称	開催日	開催地	会場名
1	一次試験B(講習認定)	11月25日(土)	東京	日本防犯設備協会
2	二次試験B(面接試験)	11月25日(土)	東京	日本防犯設備協会
3	二次試験A(面接試験)	12月2日(土)	大阪	天満研修センター
		12月9日(土)	東京	日本防犯設備協会

協会出版物の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会発行 調査研究報告書 頒布価格一覧

平成29年9月末現在

会 報

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
422	会報 防犯設備 2017年盛夏号 No.117	運営企画会議	平成29年 7月	—	2,160	
418	会報 防犯設備 2017年新年号 No.116	運営企画会議	平成29年 1月	—	2,160	
414	会報 防犯設備 創立30周年特別号 No.115	運営企画会議	平成28年 6月	—	2,160	
413	会報 防犯設備 2016年新年号 No.114	運営企画会議	平成28年 1月	—	2,160	

防犯ガイドブック 多数の場合、別途ご相談ください。

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
421	防犯カメラシステムネットワーク構築ガイドⅡ	RBSS委員会	平成29年 4月	500	620	
289	防犯カメラシステムネットワーク構築ガイド	RBSS委員会	平成24年10月	620	830	
277	地域セキュリティの創出の手法 「あなたのまちの安全対策」	防犯システム委員会	平成23年11月	310	420	
238	防犯カメラシステムガイド vol.2.1	映像セキュリティ委員会	平成28年 3月	350	450	
250	防犯照明ガイド vol.5.1	防犯照明委員会	平成27年 1月	310	420	
419	あなたのまちの駐車場はだいたいどうですか 駐車場セキュリティガイド vol.2	防犯システム委員会	平成29年 3月	480	580	
415	あなたの愛車をまもる オートバイセキュリティガイド vol.2	自動車・オートバイ 委員会	平成28年 3月	350	450	
416	あなたの愛車をまもる 自動車セキュリティガイド vol.2	自動車・オートバイ 委員会	平成28年 3月	350	450	
171	暮らしの安全のために、知識と対策を ホームセキュリティガイド	防犯システム委員会	平成24年 4月	350	450	

統計調査

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
420	平成28年版 防犯設備機器統計調査報告書	統計調査委員会	平成29年 3月	3,600	5,200	

防犯システム

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
277	地域セキュリティ創出の手法(冊子) 「あなたの街の安全対策」	防犯システム委員会	平成23年11月	310	420	
267	繁華街・歓楽街の安全対策DVD 「もっと楽しく、快適に!笑顔ひろがるまちづくり」	防犯システム委員会	平成22年11月	—	—	ご希望の方は協会まで ご連絡ください
252	高齢者の暮らしを守る DVD 防犯対策「ちょっと待った!泥棒・・・」	防犯システム委員会	平成21年12月	—	—	ご希望の方は協会まで ご連絡ください
230	学童の安全確保のための 防犯・防災対策DVD	防犯システム委員会	平成20年11月	1,600	2,300	

映像セキュリティ

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
130	防犯映像システム評価用チャート(3枚一式) (チャートご利用の手引き付き)	映像セキュリティ委員会	平成16年 3月	5,200	7,800	

技術関連

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
254	防犯設備の施工要領(一戸建住宅編)第2版	施工基準委員会	平成22年 3月	1,900	2,800	
253	防犯警報システム用語集 第4版	国際規格委員会	平成22年 3月	2,800	4,200	
161	防犯設備の施工要領(Ver - 2)	施工基準委員会	平成17年 4月	4,300	6,500	

制度事業関連

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備考
266	RBSS 画質 A3(静止画)評価チャート A2(静止画)評価チャート セット1式	RBSS委員会	平成22年10月	10,800	16,200	
410	【CD-R版】RBSS2013認定基準 (HD-SDI対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS委員会	平成27年12月	5,200	7,800	
411	【CD-R版】RBSS2015認定基準 (IP-IF対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS委員会	平成27年12月	5,200	7,800	
423	【CD-R版】RBSS2013認定基準 (NTSC対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS委員会	平成27年12月	5,200	7,800	
240	総合防犯設備士テキスト	総合防犯設備士委員会	平成26年 7月	5,400	5,400	
225	デジタルレコーダ(防犯用)標準画像 (DVD版Ver 1.0)	RBSS委員会	平成20年10月	5,200	7,800	

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

申込み先、問合せ先

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4F)
公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局
(TEL:03-3431-7301 FAX:03-3431-7304 mail:info@ssaj.or.jp)

協会技術標準の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準 (SES E) 一覧 [頒布価格表]

平成29年9月現在

	規格名称	規格番号	頁数	会員価格※1		一般価格※1		最終発行日
				日本語	英語	日本語	英語	
共通	防犯に関する用語※2	SES E 0001-6	33	1,160	—	1,730	—	2015/5/19
	防犯図記号※2	SES E 0002-4	10	600	—	900	—	2015/5/19
技術基準	防犯警報設備一般基準	SES E 0003-3	3	270	—	410	—	2017/5/16
	環境試験規格	SES E 0004-4	28	2,020	—	3,030	—	2013/1/10
	防犯警報音規格	SES E 0005-2	5	390	390	570	570	2012/3/31
	検知器共通技術基準	SES E 0501-4	4	290	—	440	—	2017/5/16
	マグネットスイッチ規格	SES E 0502-3	3	270	—	410	—	2017/5/16
	赤外線ビーム検知器規格	SES E 0503-4	4	290	—	440	—	2017/5/16
	赤外線パッシブ検知器規格	SES E 0504-3	6	440	—	650	—	2011/3/31
	超音波式検知器規格	SES E 0505-3	5	380	—	560	—	2017/5/16
	ガラス破壊検知器規格	SES E 0506-3	4	290	—	440	—	2017/5/16
	シャッター検知器規格	SES E 0507-4	5	380	—	560	—	2017/5/16
	防犯用非常通報スイッチ規格	SES E 0508-3	4	290	—	440	—	2017/5/16
	キー式入出操作器規格	SES E 0509-3	3	270	—	410	—	2017/5/16
	警報制御盤規格	SES E 1501-4	8	580	—	870	—	2017/5/16
	防犯用ベルサイレン規格	SES E 1502-3	4	290	—	440	—	2017/5/16
	防犯用直流電源装置規格	SES E 1503-2	7	520	—	780	—	2009/3/31
	警告灯規格	SES E 1504-2	4	290	—	440	—	2009/3/31
	電子式物品監視装置規格	SES E 1506-2	6	440	—	650	—	2010/3/31
	センサケーブル式警報器規格	SES E 1507-2	5	380	—	560	—	2010/3/31
	自動通報機規格	SES E 1508-2	6	440	—	650	—	2011/3/31
	防犯灯の照度基準	SES E 1901-4	9	360	—	540	—	2015/2/3
	センサ付ライト規格	SES E 1902-1	9	660	—	990	—	2009/2/13
	センサ付防犯灯規格	SES E 1903-1	10	720	—	1,080	—	2009/2/13
	出入管理装置一般基準	SES E 2001-2	3	270	—	410	—	2009/3/31
	出入管理装置共通技術基準	SES E 2002-2	3	270	—	410	—	2009/3/31
	磁気ストライプカードリーダー規格	SES E 2004-3	4	290	—	440	—	2010/3/31
	ゲート管理装置規格(ホテル用)	SES E 2005-2	6	440	—	650	—	2009/3/31
	出入管理コントローラ規格	SES E 2006-3	6	460	—	680	—	2012/3/31
	鍵管理装置規格	SES E 2007-2	5	380	—	560	—	2009/3/31
	ICカードリーダー規格	SES E 2008-2	4	290	—	440	—	2009/3/31
	非接触カードリーダー規格	SES E 2009-3	5	360	—	540	—	2011/3/31
	キーパッド装置規格	SES E 2010-2	6	440	—	650	—	2009/3/31
	指紋認証装置規格	SES E 2011-2	7	520	—	780	—	2009/3/31
	出入管理用記録プリンタ規格	SES E 2012-2	5	380	—	560	—	2009/3/31
	出入管理用電動シャッターインタフェース基準	SES E 2013-2	6	440	—	650	—	2009/3/31
	出入管理装置シリアルインタフェース(RS-232C)基準	SES E 2014-2	5	380	—	560	—	2009/3/31
	出入管理用自動ドアインタフェース基準	SES E 2015-2	5	380	—	560	—	2009/3/31
出入管理用ソフトウェア規格	SES E 2016-2	8	600	—	900	—	2012/3/31	
出入管理用ソフトウェア管理データ入出力ファイル様式基準	SES E 2017-1	15	1,030	—	1,550	—	2010/3/31	
防犯用映像監視装置一般基準	SES E 3001-2	3	270	—	410	—	2010/3/31	
防犯用映像監視装置共通技術基準	SES E 3002-2	4	290	—	440	—	2010/3/31	
映像用モニタ規格	SES E 3004-3	9	660	—	990	—	2016/2/9	
映像用制御機器規格	SES E 3006-2	2	190	—	280	—	2010/3/31	
映像処理機器規格	SES E 3007-2	3	270	—	410	—	2010/3/31	
映像用旋回機器規格	SES E 3008-2	3	270	—	410	—	2010/3/31	
映像用ハウジング規格	SES E 3009-2	3	270	—	410	—	2010/3/31	

※1 価格には消費税を含んでおります。(送料別途)

※2 協会ホームページよりダウンロードできます。その他の規格については当協会ホームページで閲覧可能です。

協会技術標準の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準 (SES E) 一覧 [頒布価格表]

平成29年9月現在

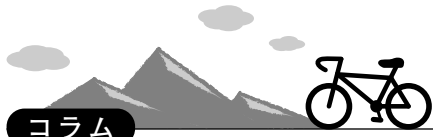
	規格名称	規格番号	頁数	会員価格		一般価格		最終発行日
				日本語	英語	日本語	英語	
技術標準	映像伝送装置規格(有線方式)	SES E 3010-2	6	440	—	650	—	2010/3/31
	監視カメラ用レンズ規格	SES E 3011-2	5	380	—	560	—	2010/3/31
	電動ドーム型監視カメラ規格	SES E 3012-2	7	520	—	780	—	2010/3/31
	防犯カメラシステム評価用チャート規格	SES E 3013-2	3	270	—	410	—	2011/3/31
	IP-IF対応防犯カメラ規格	SES E 3101-2	11	790	—	1,180	—	2013/5/31
	IP-IF対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3102-1	10	720	—	1,080	—	2013/5/31
	HD-SDI対応防犯カメラ規格	SES E 3151-1	12	860	—	1,290	—	2016/11/7
	HD-SDI対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3152-1	12	860	—	1,290	—	2016/11/7
	HD-SDI周辺機器取扱い規格	SES E 3153-1	5	380	—	560	—	2016/11/7
	NTSC対応防犯カメラ規格	SES E 3201-1	11	790	—	1,180	—	2013/5/31
	NTSC対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3202-1	18	1,300	—	1,950	—	2013/5/31
	遠赤外線防犯カメラ規格	SES E 3251-1	9	660	—	990	—	2016/2/9
	画角と評価規格	SES E 3401-1	11	790	—	1,180	—	2016/2/9
	テレビドアホン規格	SES E 3501-1	8	600	—	900	—	2013/5/31
防犯用共同住宅インターホン規格	SES E 3502-1	11	790	—	1,180	—	2016/11/7	
施工標準	侵入阻止の意思表示	SES E 7002-4	4	300	—	450	—	2015/5/19
	基本警戒線の設定	SES E 7003-4	6	460	—	680	—	2015/5/19
	防犯対象物件に対する警戒線の選択	SES E 7004-4	7	540	—	810	—	2015/5/19
	警戒方式における検知・警戒範囲	SES E 7005-4	6	460	—	680	—	2015/5/19
	対象物件の施設等級(重要度・危険性の度合)	SES E 7006-4	4	300	—	450	—	2015/5/19
	対象物件の地域環境等	SES E 7007-3	3	280	—	420	—	2015/5/19
	対象物件の見通し	SES E 7008-3	3	280	—	420	—	2015/5/19
	対象物件への侵入防御	SES E 7009-3	3	300	—	450	—	2015/5/19
	侵入警報設備の設計	SES E 7102-4	5	300	—	450	—	2015/5/19
	警戒線の設計	SES E 7103-4	6	390	—	570	—	2015/5/19
	機器の選定方法	SES E 7104-4	4	280	—	420	—	2015/5/19
	施設される回路の電圧	SES E 7202-4	5	300	—	450	—	2015/5/19
	施設される回路の電流	SES E 7203-4	3	280	—	420	—	2015/5/19
	施設される回路の絶縁抵抗	SES E 7204-4	3	280	—	420	—	2015/5/19
	施設される回路の接地	SES E 7205-4	4	280	—	420	—	2015/5/19
	施設される回路の電線	SES E 7206-4	3	280	—	420	—	2015/5/19
	電線の接続	SES E 7207-4	2	300	—	450	—	2015/5/19
	施設される回路の保護装置	SES E 7208-4	3	280	—	420	—	2015/5/19
	施設される回路の充電部の保護	SES E 7209-4	3	220	—	320	—	2015/5/19
	機器の設置場所	SES E 7210-4	4	280	—	420	—	2015/5/19
電線の施設方法	SES E 7211-4	5	300	—	450	—	2015/5/19	
機器の取付	SES E 7212-3	2	220	—	320	—	2015/5/19	
検査、試験、取扱説明	SES E 7602-3	3	280	—	420	—	2015/5/19	
維持管理	SES E 7702-3	3	280	—	420	—	2015/5/19	
共通	SES E標準化規定	SES E 9901-6	8	600	—	900	—	2012/10/1
	SES E規格票の様式	SES E 9902-4	20	1,440	—	2,160	—	2013/3/10
	SES E規格の処理手順(解説)	SES E 9903-5	14	1,010	—	1,520	—	2012/10/1
	防犯に関する用語の登録運用規定	SES E 9905-2	6	440	—	650	—	2010/3/31
	防犯図記号の登録運用規定	SES E 9906-2	6	440	—	650	—	2010/3/31

申し込み先、問い合わせ先

〒105 - 0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4F)

公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局

(TEL : 03-3431-7301 FAX : 03-3431-7304 mail : info@ssaj.or.jp)



登山とサイクリングが楽しみ

公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局長 伊藤 広



元々スポーツは好きな方で、中学、高校とサッカー部に所属し、雨の日も雪の日もグラウンドを駆け回っていましたが、大学時代は悪い仲間につかまってパチンコ、麻雀に明け暮れ、スポーツをやるような状況ではありませんでした。会社へ入社してしばらくは、夏はテニス、冬はスキーと優雅に遊んでいましたが、仕事がどんどん忙しくなるにつれてだんだん遠のいてしまい、しまいには酒も恋人もいないから寝る時間が欲しいというぐらいでした。

そんな生活をしているうちにすっかり趣味らしい趣味もなくなり、ストレス発散は酒を飲むのと食べることになってしまい、メタボ体形まっしぐらでつまらない毎日を二十数年過ごしていました。そんなある日、会社の先輩(実は後に日防設事務局の先輩にもなる)であるTさんから「尾瀬へ行って見ないか?」と誘われ、とっさにカレンダーの写真で見たことがあるきれいな水芭蕉や雪をかぶった美しい至仏山の情景が目につかび、是非行きたいと思いました。まずは近くの山で訓練ということになり、神奈川県の大山へ出かけたのが2010年4月18日で、これが趣味の登山の始まりです。ちょうど数日前に大雪が降って溶け始めていたので、雪解けの水が階段を滝のように流れていたり、道は泥でぐちゃぐちゃになっていました。まだ登山用のグッズも買っておらず普通のスニーカーだったので、滑るし水が入ってくるしとても大変でした。やっと頂上へたどり着き、昼食になりました。山の頂上での昼食なのでおにぎりやインスタントみそ汁ぐらいのイメージでしたが、なんとビールに焼き肉が始まりました。疲れた体になんとおいしかったことか…それに近くを通る人たちが鼻をクンクンやりながらうらやましいと言っているのを聞いて何とも言えない優越感がありました。



初回の登山(神奈川県:大山)



水芭蕉と至仏山(尾瀬)

この体験ですっかり登山(頂上での焼き肉かも…)の魅力にはまり、登山グッズを買い揃えていろいろな山を登ってきました。標高が高い方では、富士山(3776m)、仙丈ヶ岳(3033m)、唐松岳(2695m)、鳥海山(2236m)など、また八ヶ岳も赤岳、阿弥陀岳、横岳、硫黄岳、根石岳、編傘山、天狗岳、北横岳、蓼科山、とほぼ制覇しましたし、近場の一番多い大山の26回を加えると約7年間で83回の登山の記録がありました。

振り返ってみると、いつの間にかずいぶんたくさん行っているなという印象です。

登山の良いところは、頂上制覇の達成感と素晴らしい景色はもちろんなのですが、登山中に苦しくなると他の事に気が回らなくなって一步一步に集中しなければならなくなり、そうすると仕事上や家庭の悩みなどの雑念がリセットされ、心の健康に非常に良いということです。週末に山に登ると次の月曜日は気分スッキリなところから始められます。

もちろんかなりきつい運動なので体力維持や健康にも良いので、もし趣味らしい趣味が無く、何か始めようと思っている方がいましたら是非登山をお勧めします。一度グッズを揃えてしまえば、交通費ぐらいしかかからないので60歳過ぎの嘱託社員の身には金銭的にも助かります。以前に比べると若い女性の人気が高くなってきていて、ジャケット等のデザインも種類が豊富で華やかになり、おしゃれな山ガールがたくさん山に来ていますので、楽しいひと時を過ごせる時間が大幅にUPしています。百名山制覇とまではいきませんが、今後も怪我には気を付けて登山を続けて行こうと思っています。また、Tさんを始め、山仲間とは登山だけでなく、キャンプやバーベキュー、飲み会も頻繁にあって大変楽しく、ウチの山の神からは出歩いてばかりいないで少し家でゆっくりしたらと苦言を言われるぐらいです。



ご来光(鳥海山頂上にて)



赤岳制覇(Tさんと共に)

2014年12月からはサイクリングも始め、オールブラックの渋いロードタイプの自転車を購入し、多摩川や鶴見川のサイクリングロードを転がしています。川沿いのサイクリングロードは緑が多く信号が少なく、道路も整備されていて走りやすいです。

ロードはママチャリとは違って車体がとても軽いので、最初に一漕ぎしたときのスーッとスピード感ある動きにびっくりしました。江の島まで行ったときには往復で100kmを超えるぐらいでしたが、想像したほどきつくは無かったです。そろそろ遠くの方にも遠征したいという気になってきて輪行バッグを購入したので、これからバラシと組立てを練習するところです。輪行バッグへの出し入れに慣れたら、サイクリストの聖地とも言えるしまなみ海道(瀬戸内海)や琵琶湖一周などへ遠征したいと思っています。

サイクリングの良いところは、なんととっても風を切って颯爽と走り抜ける爽快さです。

ママチャリでもそこは同じかもしれませんが、特別な高価な自転車を用意し、ヘルメットや専用のウエア、シューズを身につけて走ると全然気分が違ふし、遠乗りするにはママチャリでは困難です。体重が重く、登り坂が苦手なので、もう少し体重を落として登り坂を軽く克服できるようにするため体幹や下半身を中心にトレーニングしています。

サイクリングはダイエットに最適なスポーツらしいので、これからも継続して少しでも血糖値を下げて、スリムな体型を目指したいと思っています。

(多摩川サイクリングロード)



愛車(ANTARES)



木陰で休憩

編集後記

今回、発刊した「日防設ジャーナル」は、主に防犯設備士に向けた内容とし、防犯設備士の資格更新された方に無料で配布しようということで発行されました。既存の会報「防犯設備」は主に会員に向けた内容で、新年賀詞交歓会が開催される1月と総会終了後の7月に発行しております。(過去は4回/年発行されていた。)

一方「日防設ジャーナル」については、春先の4月と秋口の10月の発行となります。「日防設ジャーナル」の中身は防犯設備士に役に立つ情報は何か、必要とされる情報は何かを考え内容を充実させていきたいと思っております。是非、皆様から掲載に関する情報やご意見をいただければ幸いです。

さて、話は変わりますが、防犯設備士資格認定試験が11月に100回の開催を迎えることが出来ました。資格取得者も約27,200名を超えました。これもひとえに会員の皆様をはじめ、防犯に携わられている方々のご支援があったからこそと思っております。改めて御礼申し上げます。

次回、1月発行の会報「防犯設備」には防犯設備士資格に関する話を掲載出来ればと思っております。

(S.H)

ご意見・ご感想をお寄せください

協会事務局

e-mail : s.habu@ssaj.or.jp
FAX : 03 (3431) 7304

「日防設ジャーナル」2017 爽秋号 (No.118) 平成29年10月31日発行

編集 公益社団法人 日本防犯設備協会 運営企画会議

発行 公益社団法人 **日本防犯設備協会**

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4階)

TEL 03 (3431) 7301 FAX 03 (3431) 7304

ホームページ <http://www.ssaj.or.jp/>

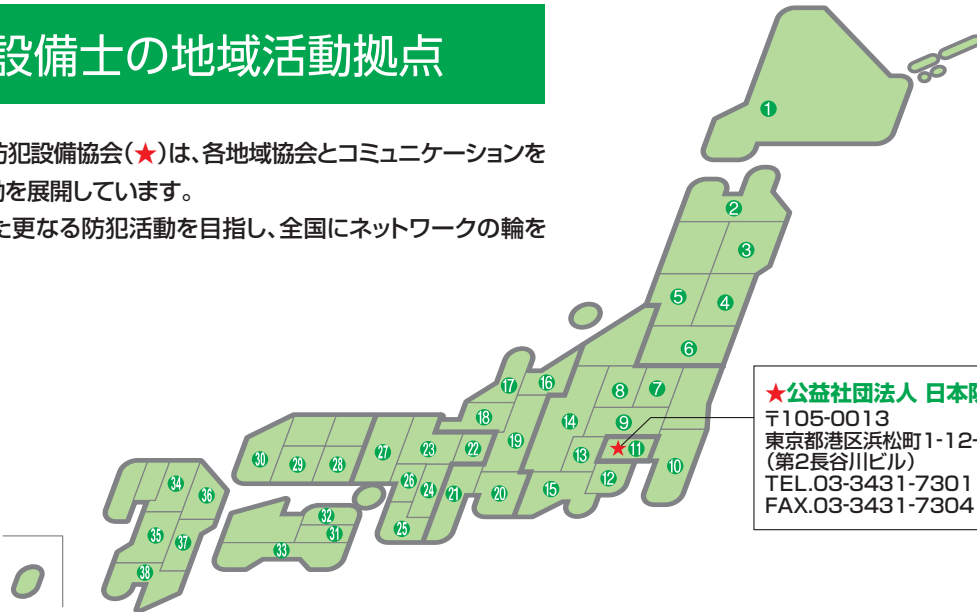
印刷 真生印刷株式会社 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-6 TEL 03 (5256) 7731

本誌掲載記事の複写・転載の際は協会事務局へご連絡ください。

防犯設備士の地域活動拠点

公益社団法人 日本防犯設備協会(★)は、各地域協会とコミュニケーションを
図りながら、防犯活動を展開しています。

また、地域に根ざした更なる防犯活動を目指し、全国にネットワークの輪を
広げて行きます。



★公益社団法人 日本防犯設備協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1-12-4
(第2長谷川ビル)
TEL.03-3431-7301
FAX.03-3431-7304

①北海道防犯設備士協会

〒065-0017
北海道札幌市東区北17条東7丁目1-15
進栄ロックサービス(株)内
TEL.011-742-3961
FAX.011-742-0473

②青森県防犯設備士協会

〒030-0822
青森県青森市中央2丁目16-15
アシスト青森内
TEL.017-776-6551
FAX.017-776-6551

③岩手県防犯設備士協会

〒024-0023
岩手県北上市里分7-57
南光警備保障(株)内
TEL.0197-65-5110
FAX.0197-65-7215

④宮城県防犯設備士協会

〒984-0001
宮城県仙台市若林区鶴代町4番22号
(有)仙台クマックス内
TEL.022-239-8155
FAX.022-239-8154

⑤山形県防犯設備士協会

〒990-2401
山形県山形市平清水1-1-75
山形パナソニック(株)内
TEL.023-622-5596
FAX.023-622-5619

⑥福島県防犯設備士協会

〒960-8252
福島県福島市御山字稲荷田83-2
(株)メディアシステム内
TEL.024-534-5810
FAX.024-534-5810

⑦栃木県防犯設備士協会

〒320-0061
栃木県宇都宮市宝木町1-14-7
(株)宇都宮ロック内
TEL.028-622-1169
FAX.028-622-1125

⑧一般社団法人 群馬県防犯設備士協会

〒371-0023
群馬県前橋市本町1丁目3-2
橋爪ビル3階
TEL.027-226-0110
FAX.027-226-6400

⑨一般社団法人 埼玉県防犯設備士協会

〒338-0002
埼玉県さいたま市中央区下落合6-19-3
(株)ジャロック内
TEL.048-831-3927
FAX.048-825-2812

⑩一般社団法人 千葉県防犯設備士協会

〒263-0043
千葉県千葉市稲毛区小仲台2-6-10
木下ビル2階
TEL.043-301-6409
FAX.043-301-6419

⑪NPO法人 東京都セキュリティ促進協会

〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-36-7
アルテール池袋413
TEL.03-3985-8676
FAX.03-3985-8678

⑫NPO法人 神奈川県防犯セキュリティ協会

〒220-0011
神奈川県横浜市西区高島2-11-2
スカイメナー横浜312号
TEL.045-451-0232
FAX.045-451-0232

⑬NPO法人 山梨県防犯設備士協会

〒400-0045
山梨県甲府市後屋町363
(株)センティス21内
TEL.055-241-0378
FAX.055-241-4480

⑭長野県防犯設備士協会

〒399-0033
長野県松本市笹賀7117-1
アイ・エヌ通信工業(株)内
TEL.0263-86-7788
FAX.0263-85-3311

⑮静岡県防犯設備士生活安全協議会

〒427-0041
静岡県島田市中河原8968-7
(株)日本防災システム内
TEL.0547-35-2001
FAX.0547-35-2023

⑯富山県防犯設備士協会

〒939-3541
富山県富山市水橋沖64-1
ライフガード北陸内
TEL.076-479-0801
FAX.076-479-0804

⑰石川県防犯設備促進協会

〒920-0055
石川県金沢市北町乙63
(株)マスターキー内
TEL.076-262-0110
FAX.076-223-6269

⑱NPO法人 福井県防犯設備士協会

〒910-0019
福井県福井市春山1-7-3
染織会館2F
TEL.0776-25-3177
FAX.0776-89-1954

⑲岐阜県防犯設備士協会

〒500-8269
岐阜県岐阜市西部中島3-20
日本ガード(株)内
TEL.058-277-6222
FAX.058-271-4326

⑳愛知県セルフガード協会

〒460-0004
愛知県名古屋市中区新栄町1-1
明治安田生命名古屋ビル10F
TEL.052-961-3501
FAX.052-685-3884

㉑NPO法人 三重県防犯設備士協会

〒514-0131
三重県津市あつ台4丁目7番7
三重電業(株)内
TEL.059-232-0303
FAX.059-232-5586

㉒滋賀県防犯設備士協会

〒520-0101
滋賀県大津市雄琴5-8-12
TEL.077-579-8999
FAX.077-579-8999

㉓NPO法人 京都府防犯設備士協会

〒602-8027
京都市上京区下立売通新町東入東立売町195
防犯会館1階
TEL.075-411-9111
FAX.075-411-9113

㉔奈良県防犯設備士協会

〒635-0823
奈良県北葛城郡広陵町三吉254-14
アクティブ防犯センター内
TEL.0745-54-5141
FAX.0745-54-5141

㉕和歌山県防犯設備士協会

〒640-8301
和歌山県和歌山市岩橋1576-7
近畿システム(株)内
TEL.073-473-9200
FAX.073-473-3024

㉖NPO法人 大阪府防犯設備士協会

〒540-0029
大阪府大阪市中央区本町橋2番23号
第7松屋ビル5階
TEL.06-6585-0061
FAX.06-6585-0062

㉗NPO法人 兵庫県防犯設備士協会

〒670-0825
兵庫県姫路市市川橋通2-49-2
セキュリティハウス神姫(株)内
TEL.0792-23-7450
FAX.0792-23-7460

㉘岡山県防犯設備業防犯協力会

〒703-8265
岡山県岡山市中区倉田296-13
(株)セキュリティハウス内
TEL.086-276-0110
FAX.086-276-7478

㉙NPO法人 広島県生活安全防犯協会

〒732-0055
広島県広島市東区東蟹屋町5-10
(株)ロックサービス内
TEL.082-263-5390
FAX.082-262-4169

㉚一般社団法人 山口県防犯設備士協会

〒755-0084
山口県宇部市大字川上528
TEL.0836-38-5224
FAX.0836-33-7613

㉛一般社団法人 徳島県防犯設備士協会

〒777-0005
徳島県美馬市穴吹字平ノ内29-1
TEL.0883-52-3280
FAX.0883-53-9775

㉜香川県防犯設備業防犯協力会

〒761-8071
香川県高松市伏石町2157-5
(有)エワンセキュリティサービス内
TEL.087-815-3917
FAX.087-815-3918

㉝NPO法人 高知県防犯設備士協会

〒780-0055
高知県高知市江陽町10-24
土佐通信システム(株)内
TEL.088-882-1891
FAX.088-883-0501

㉞NPO法人 福岡県防犯設備士協会

〒812-0021
福岡県福岡市中央区今泉1-13-28
幸ビル501号
TEL.092-718-3990
FAX.092-718-3995

㉟一般社団法人 熊本県防犯設備士協会

〒862-0962
熊本県熊本市南区田迎3-3-23
TEL.096-234-7531
FAX.096-221-8816

㊱大分県防犯設備士協会

〒870-0024
大分県大分市錦町3-4-5
(株)勉強堂内
TEL.097-534-3842
FAX.097-534-0827

㊲NPO法人 宮崎県防犯設備士協会

〒880-0951
宮崎県宮崎市大塚町流合5115-5
(株)九州ガードシステム内
TEL.0985-52-7338
FAX.0985-50-3290

㊳鹿児島県防犯設備士協会

〒890-0034
鹿児島県鹿児島市田上5-1-30
(株)セキュリティサービス内
TEL.099-252-3881
FAX.099-252-3841

防犯設備士・総合防犯設備士

受講生・受験生

募集

「防犯設備士」＝「防犯のプロフェッショナル」 今、まさに社会が求めている資格です。

防犯設備士

■防犯設備士とは？

(公社)日本防犯設備協会が行う防犯設備士資格認定試験に合格し、申請により防犯設備士資格者証の交付を受け、同協会の防犯設備士登録簿に登録された方をいいます。また、3年毎の更新義務があり、知識の更新を行います。

■どんなメリットがあるの？

防犯設備機器に関わる職業の方が、自身の社会的地位の証明、製品の知識や施工技術の向上、有資格が条件となる地域協会に加入することが出来ます。有資格者にはメールマガジン配信の申込により協会から各種情報が登録先に発信されます。

■試験概要

養成講習：受講必須（年4回）
認定試験：マークシート式
（養成講習最終日実施）



総合防犯設備士

■総合防犯設備士とは？

(公社)日本防犯設備協会が行う総合防犯設備士資格認定試験に合格し、申請により総合防犯設備士資格者証の交付を受け、同協会の総合防犯設備士登録簿に登録された方をいいます。

総合防犯設備士は、防犯設備士の上位資格として、特に防犯設備の監理および監査並びに防犯設備士の指導、育成を行う者をいいます。総合防犯設備士資格試験は、防犯設備士資格取得後、通算3年以上の実務経験をもって受験することが出来ます。また、試験は筆記試験となっており、受験セミナーも開催しています。

■試験概要

一次試験：筆記試験（年1回10月頃）
二次試験：面接試験（年1回12月頃）



お申し込み・お問い合わせ

 公益社団法人 日本防犯設備協会

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4(第2長谷川ビル4F)

TEL 03(3431)7301 FAX 03(3431)7304

メール info@ssaj.or.jp ホームページ <http://www.ssaj.or.jp>